

女性保護関係 基礎資料

1. 婦人相談所について

婦人相談所の都道府県別設置状況

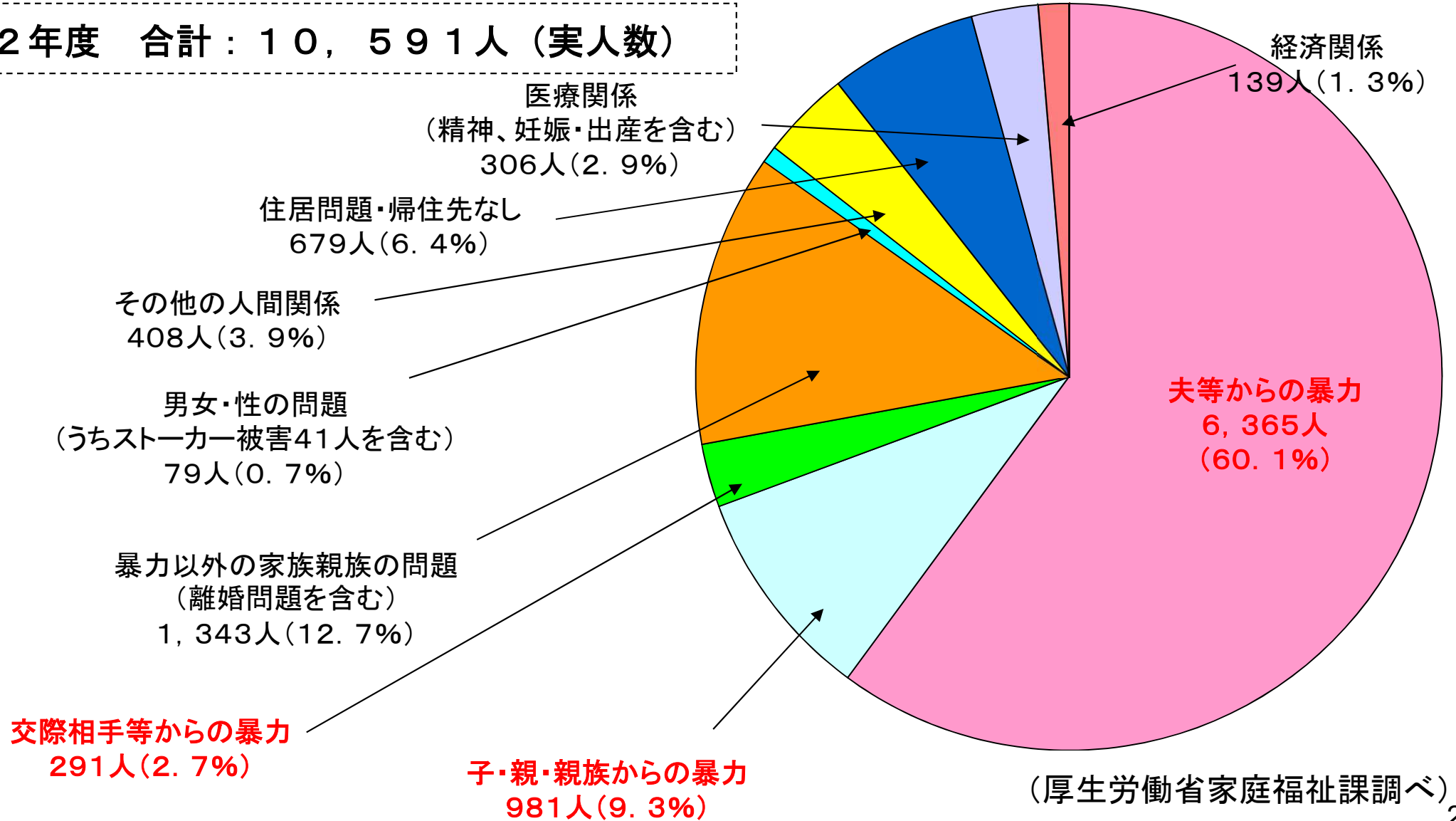
(令和3年4月1日)

1	北海道	北海道立女性相談援助センター	26	京都府	京都府家庭支援総合センター
2	青森県	青森県女性相談所	27	大阪府	大阪府女性相談センター
3	岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28	兵庫県	兵庫県女性家庭センター
4	宮城県	宮城県女性相談センター	29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5	秋田県	秋田県女性相談所	30	和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6	山形県	山形県女性相談センター	31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7	福島県	福島県女性のための相談支援センター	32	島根県	島根県女性相談センター
8	茨城県	茨城県女性相談センター			(島根県女性相談センター西部分室)
9	栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33	岡山県	岡山県女性相談所
10	群馬県	群馬県女性相談所	34	広島県	広島県西部こども家庭センター
11	埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35	山口県	山口県男女共同参画相談センター
12	千葉県	女性サポートセンター	36	徳島県	徳島県中央こども女性相談センター
13	東京都	東京都女性相談センター			徳島県南部こども女性相談センター
		(東京都女性相談センター 多摩支所)			徳島県西部こども女性相談センター
14	神奈川県	神奈川県立女性相談所	37	香川県	香川県子ども女性相談センター
15	新潟県	新潟県女性福祉相談所	38	愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター
16	富山県	富山県女性相談センター	39	高知県	高知県女性相談支援センター
17	石川県	石川県女性相談支援センター	40	福岡県	福岡県女性相談所
18	福井県	福井県総合福祉相談所	41	佐賀県	佐賀県婦人相談所
19	山梨県	山梨県女性相談所	42	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20	長野県	長野県女性相談センター	43	熊本県	熊本県女性相談センター
21	岐阜県	岐阜県女性相談センター	44	大分県	大分県婦人相談所
22	静岡県	静岡県女性相談センター	45	宮崎県	宮崎県女性相談所
23	愛知県	愛知県女性相談センター	46	鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24	三重県	三重県女性相談所	47	沖縄県	沖縄県女性相談所
25	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター		合計	全国49か所

婦人相談所が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の60.1%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の72.1%を暴力被害の相談が占めている。

令和2年度 合計：10,591人（実人数）

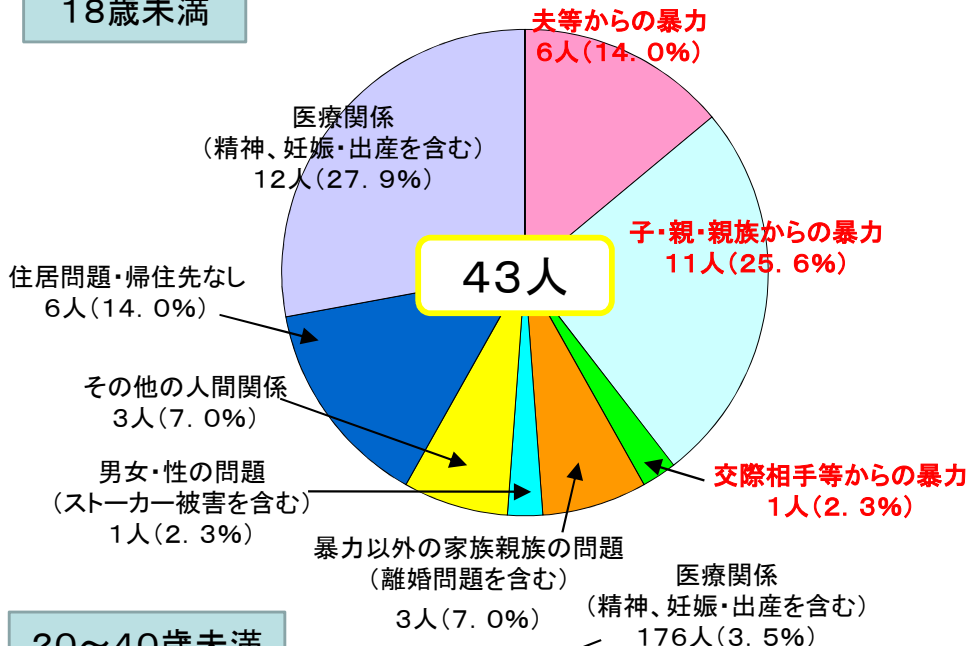


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

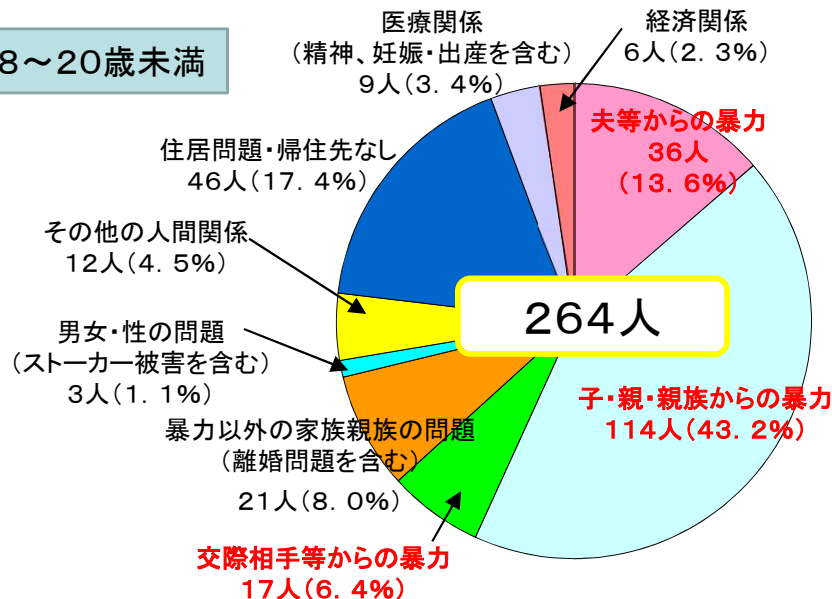
婦人相談所が受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、医療関係(精神、妊娠・出産を含む)27.9%、子・親・親族からの暴力25.6%の順が多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の2.5%。相談内容では、子・親・親族からの暴力43.2%、住居問題・帰宅先なし17.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の48.0%。相談内容では、夫等からの暴力59.6%、暴力以外の家族親族の問題10.8%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の48.0%。相談内容では、夫等からの暴力63.5%、暴力以外の家族親族の問題14.7%の順が多い。

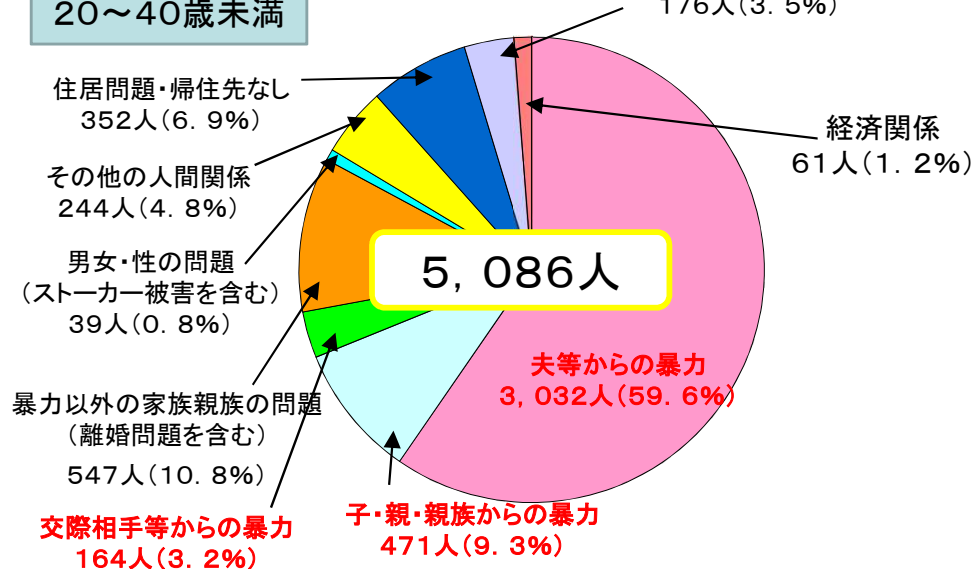
18歳未満



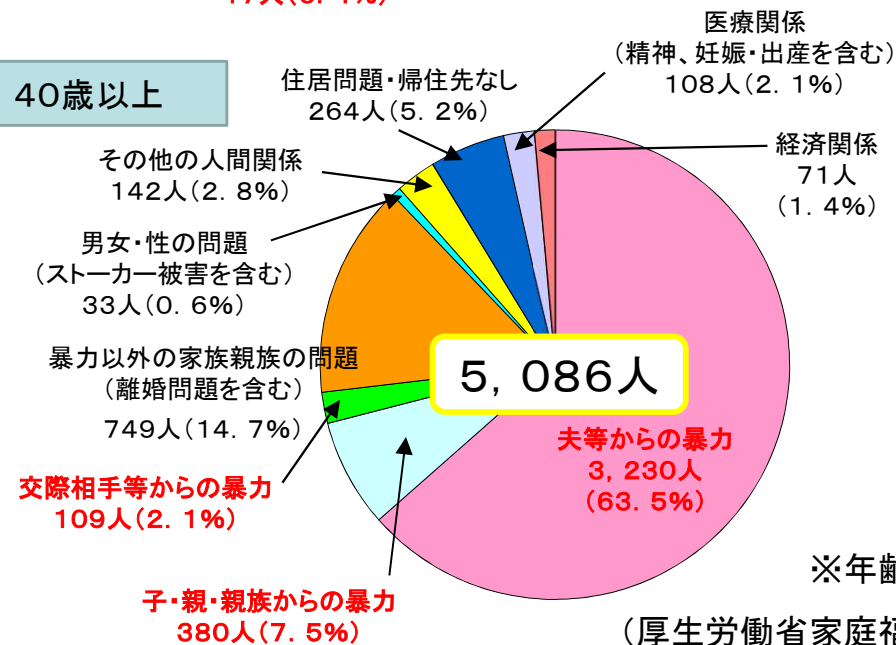
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上

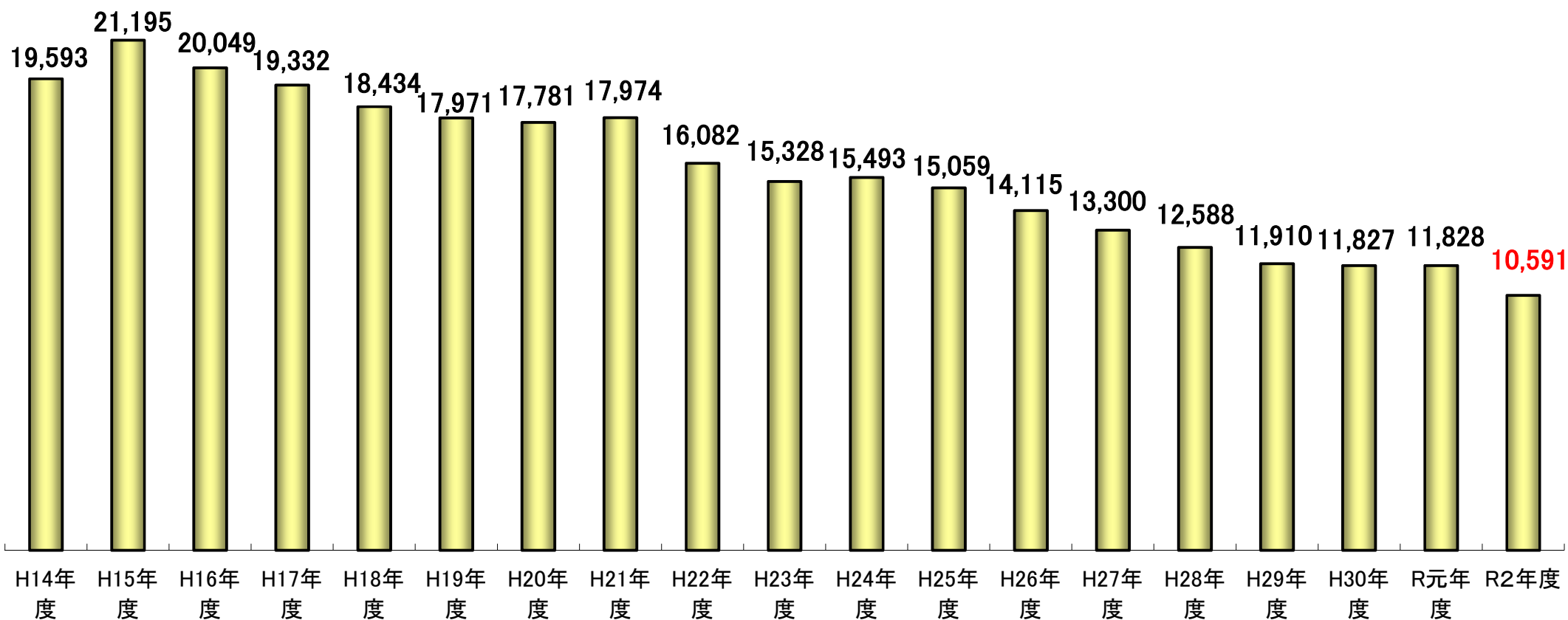


※年齢不明:112人

婦人相談所の来所相談人数の推移

○来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

(実人数)



注1:暴力被害男性(73名)は含まない。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

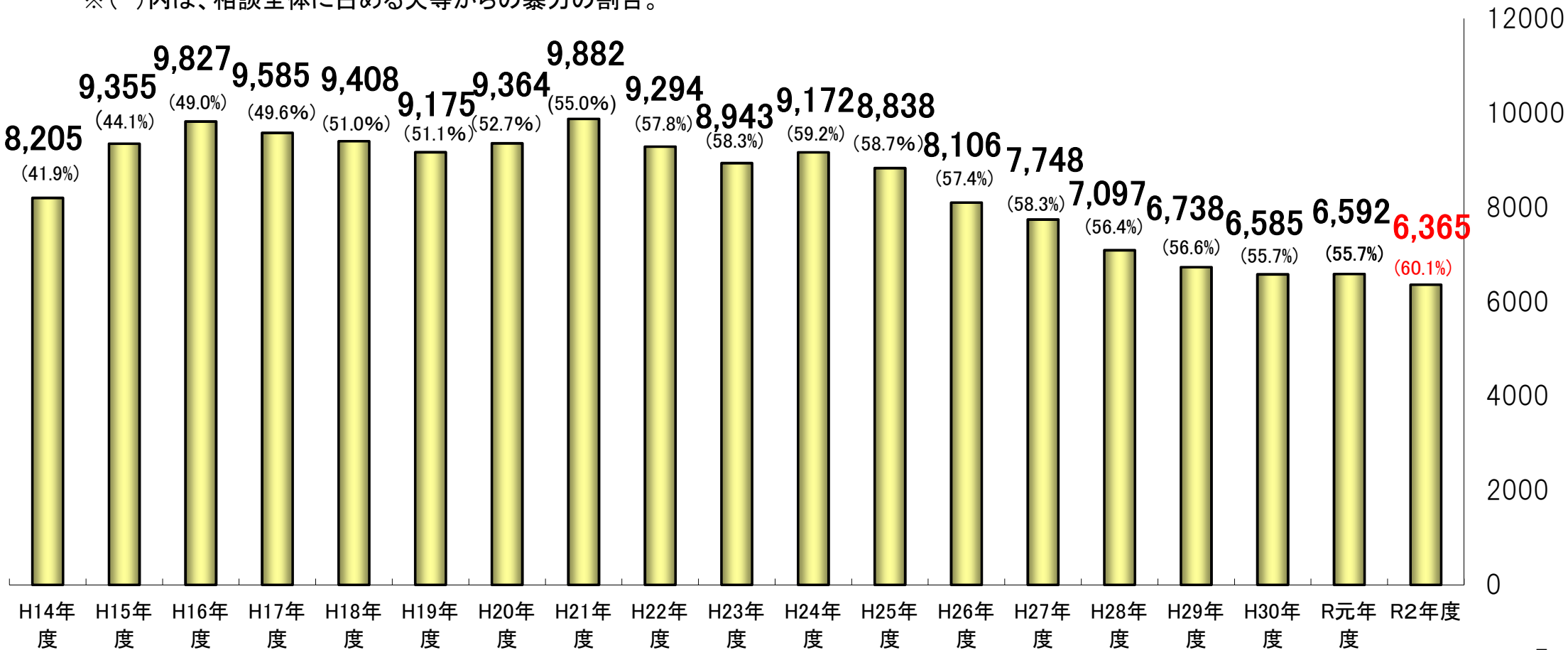
婦人相談所の相談人数の推移

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

- 婦人相談所における夫等からの暴力の相談人数は年間6,365人となっている。
- 相談人数は、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は、横ばい傾向であったが、平成25年度から徐々に減少してきている。

※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

(実人数)

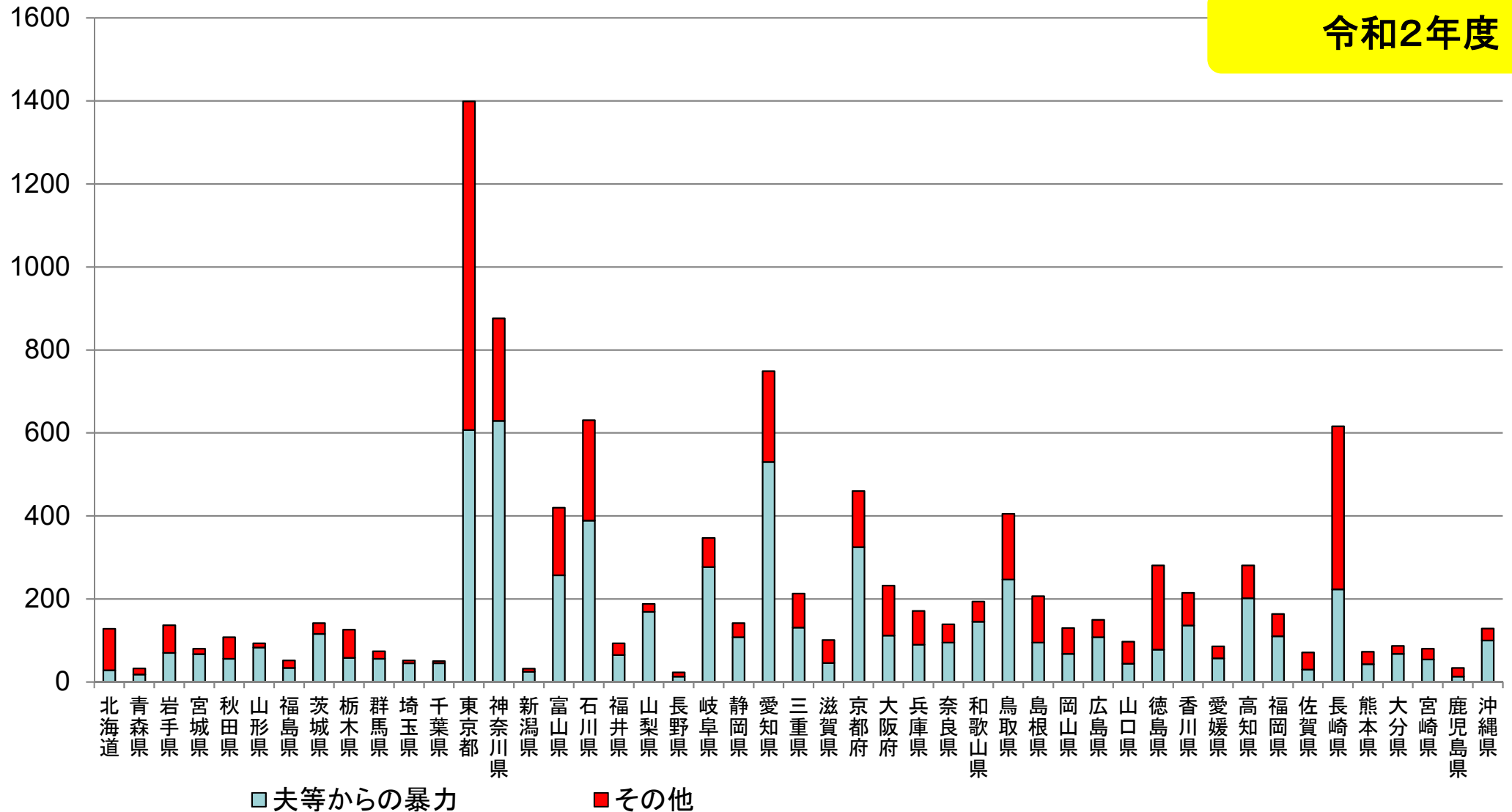


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における来所による都道府県別相談人数

○来所相談人数のうち夫等からの暴力の占める割合は都道府県毎に差がある。

令和2年度



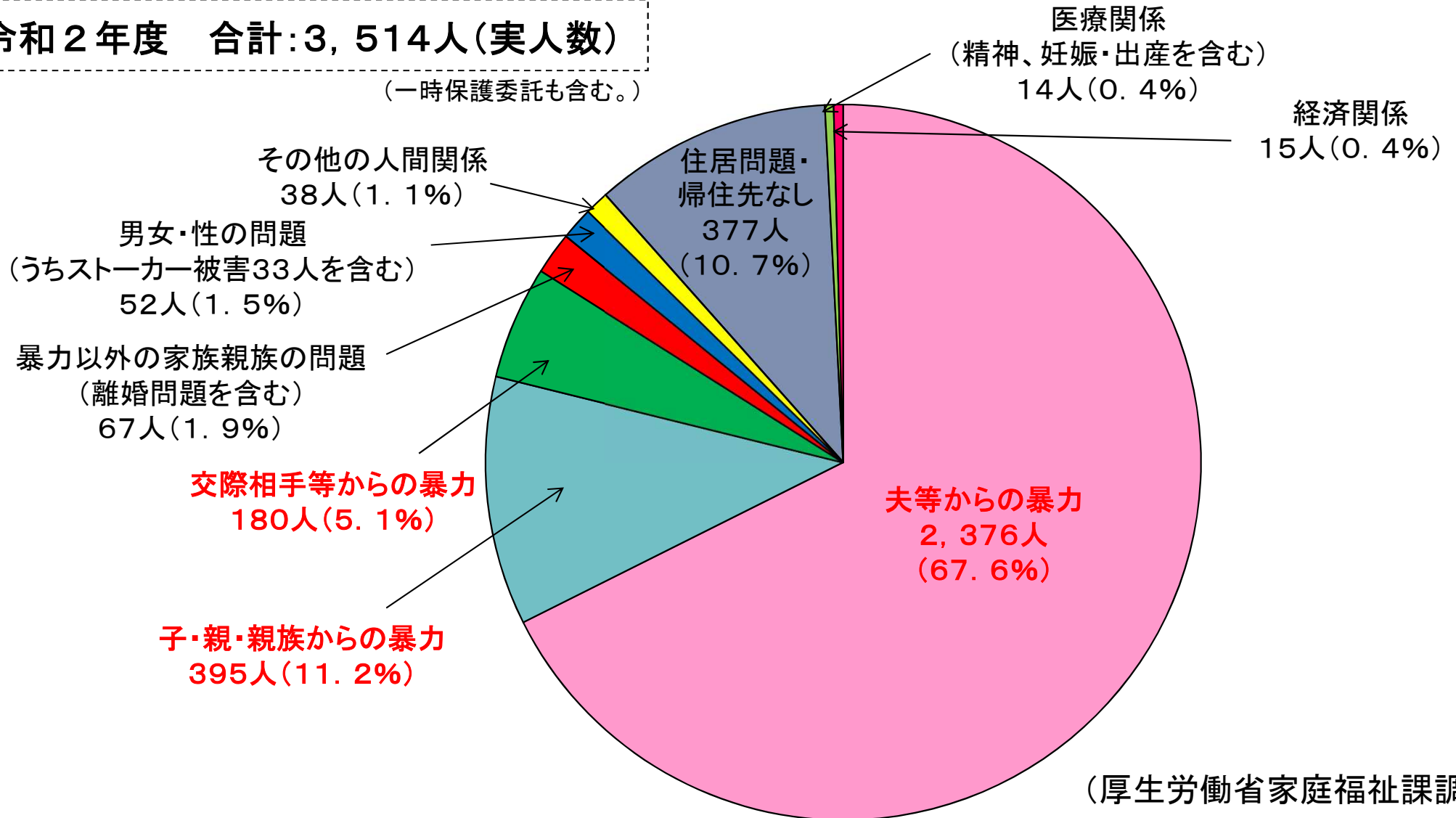
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の67.6%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.9%を暴力被害が占めている。

令和2年度 合計:3,514人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

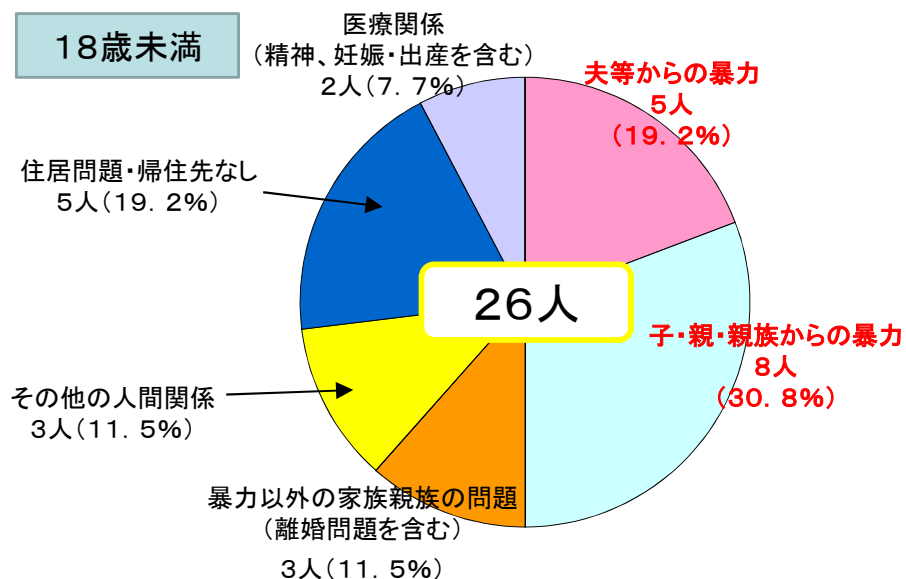


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

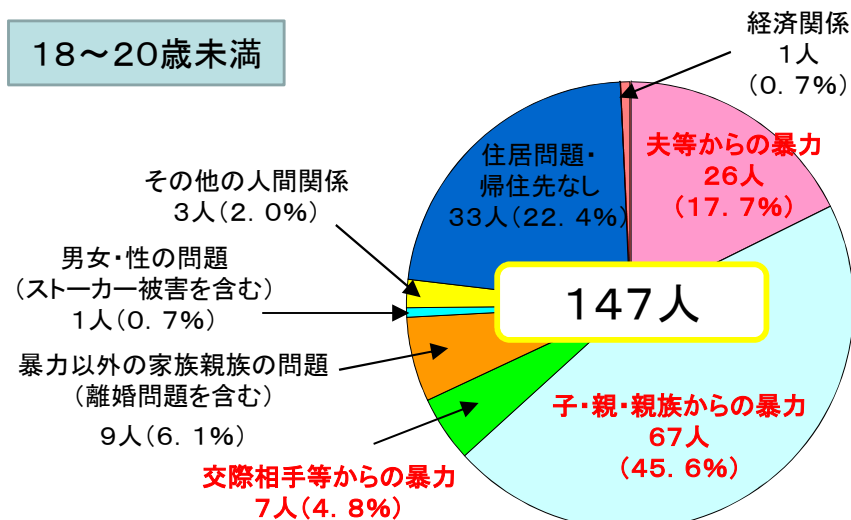
婦人相談所における一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.7%。保護理由では、子・親・親族からの暴力30.8%、夫等からの暴力及び住居問題・帰宅先なしがそれぞれ19.2%である。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.2%。保護理由では、子・親・親族からの暴力45.6%、住居問題・帰宅先なし22.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の54.5%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力70.8%、住居問題・帰宅先なし10.3%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の40.6%。保護理由では、夫等からの暴力69.4%、子・親・親族からの暴力11.8%の順が多い。

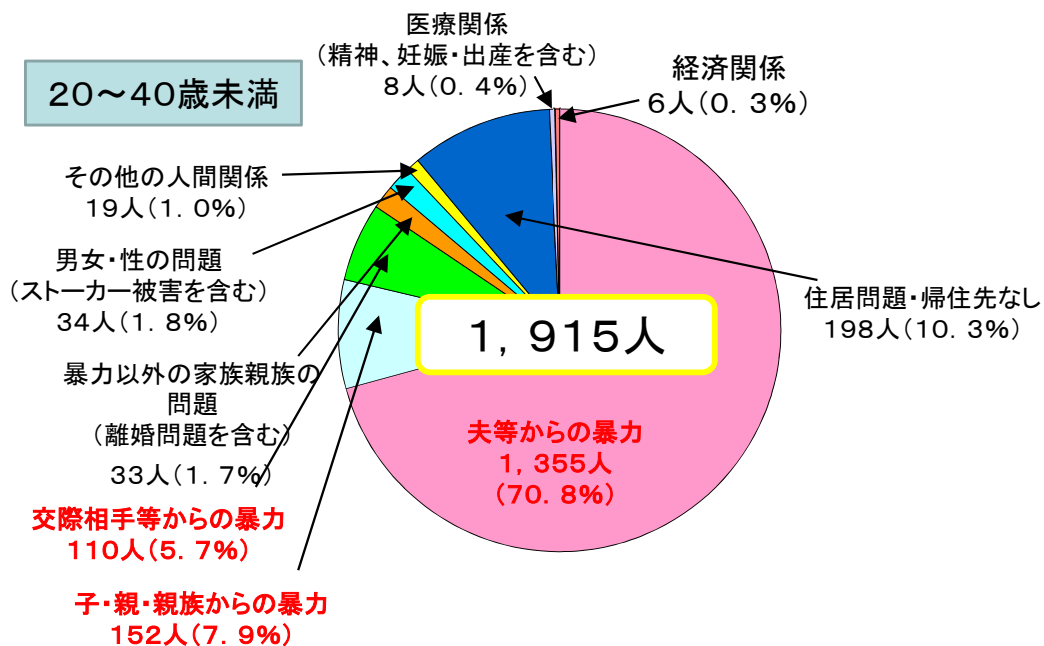
18歳未満



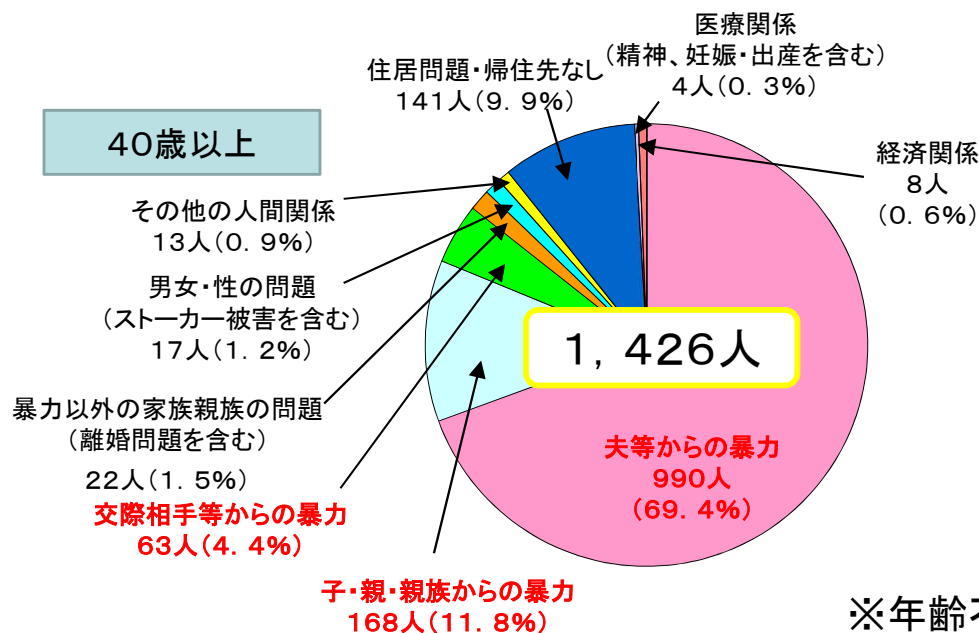
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上



※年齢不明80人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

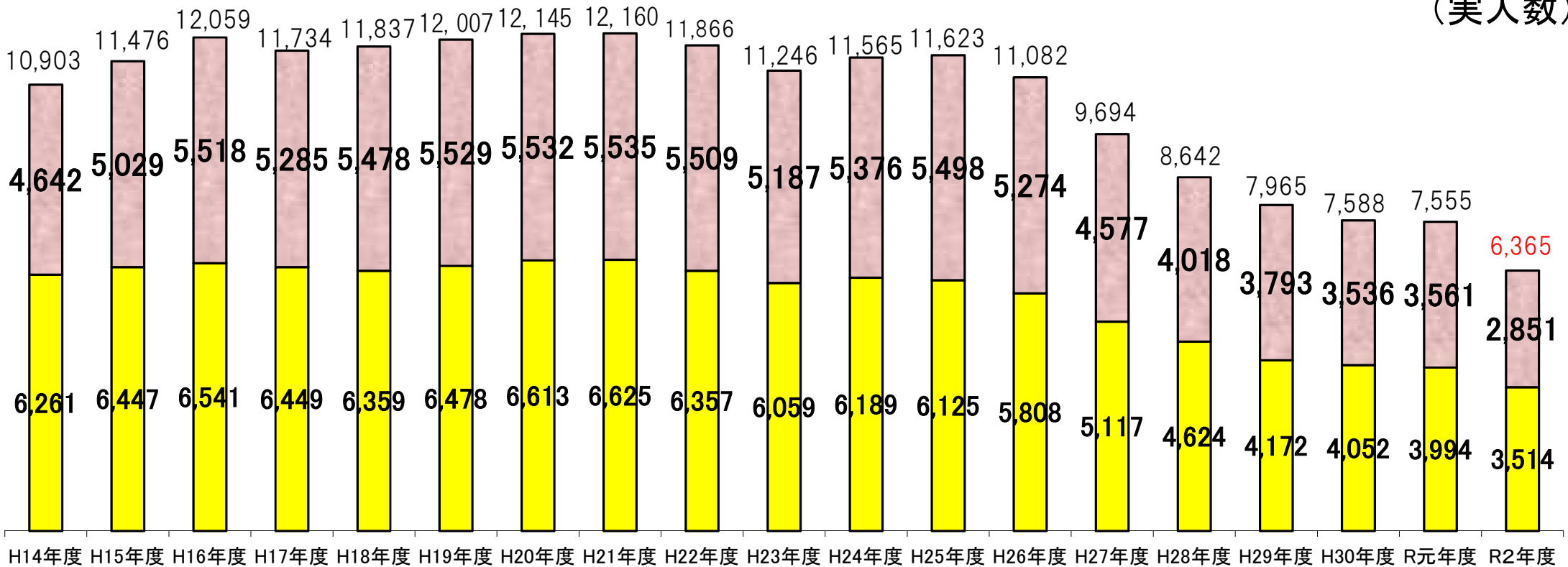
婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は3,514人。同伴家族の数が2,851人で、合計6,365人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

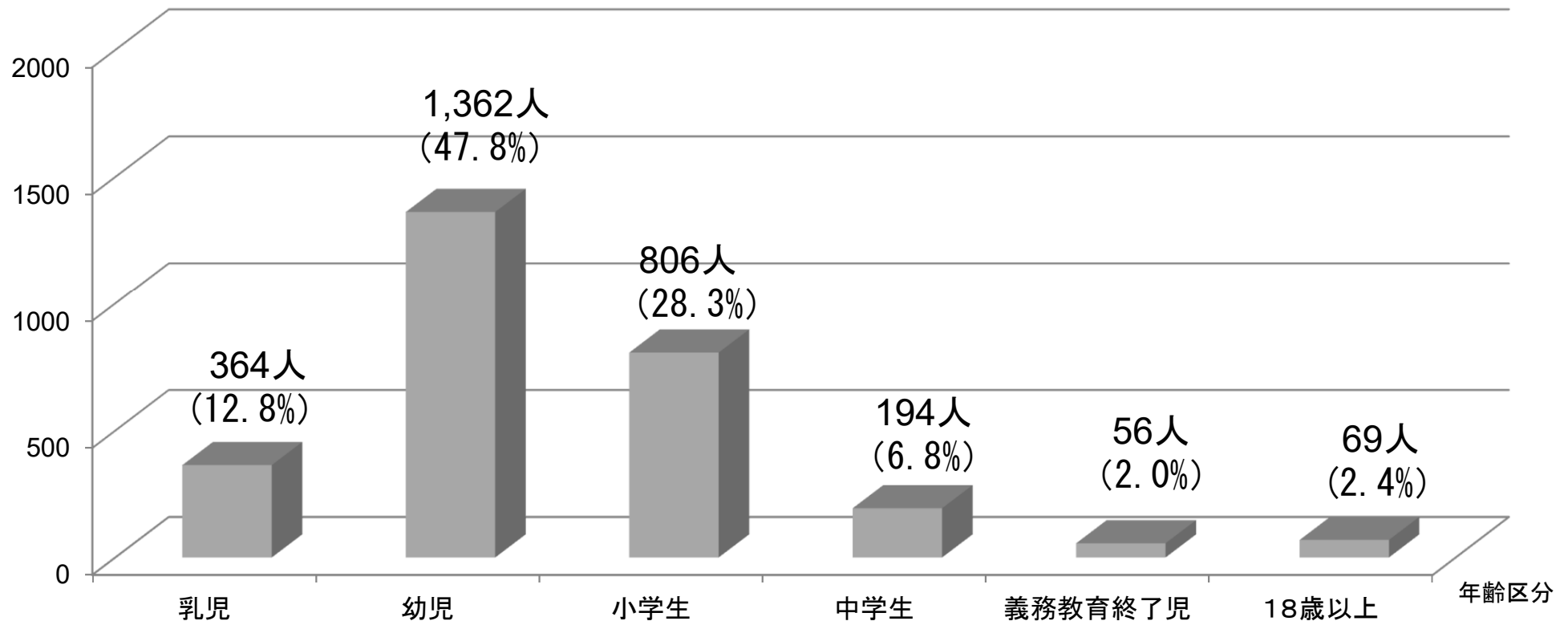
(実人数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護同伴家族の状況(令和2年度)

- 60.6%が乳児・幼児。28.3%が小学生。同伴家族の97.7%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:2,851人(実人員)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護の在所期間

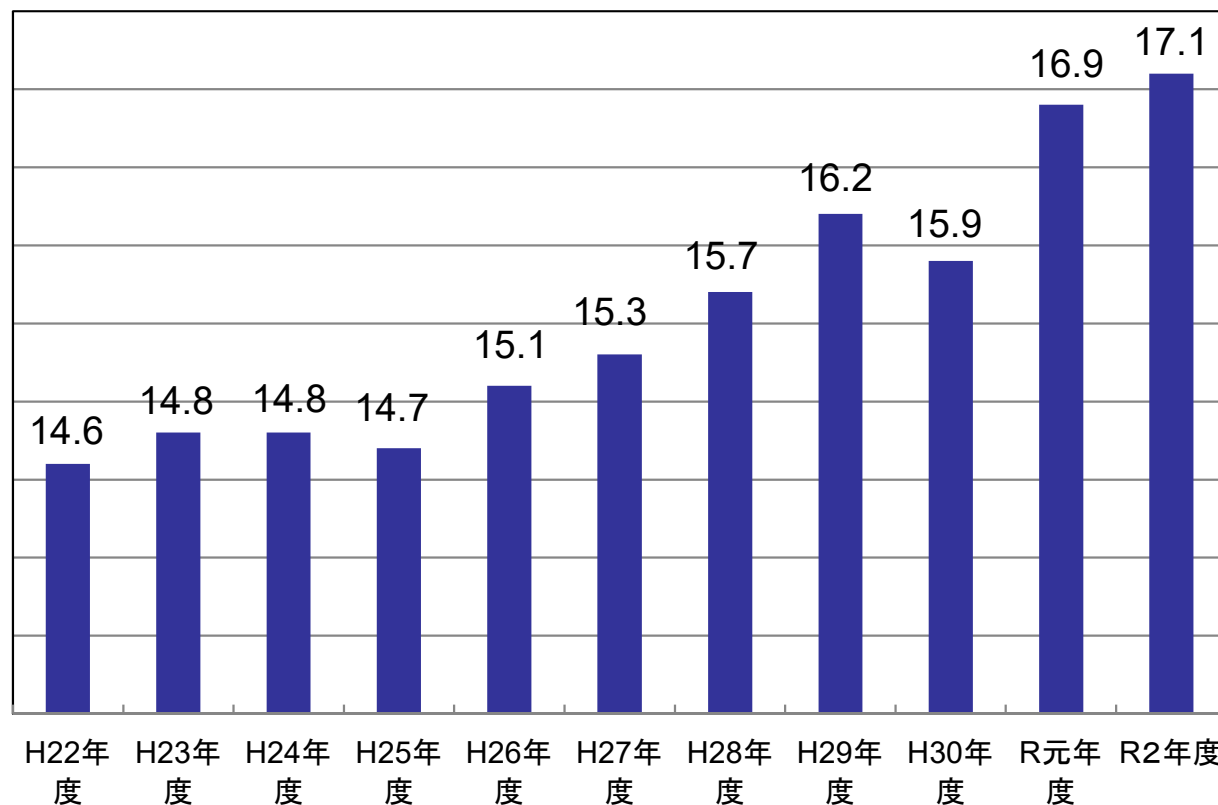
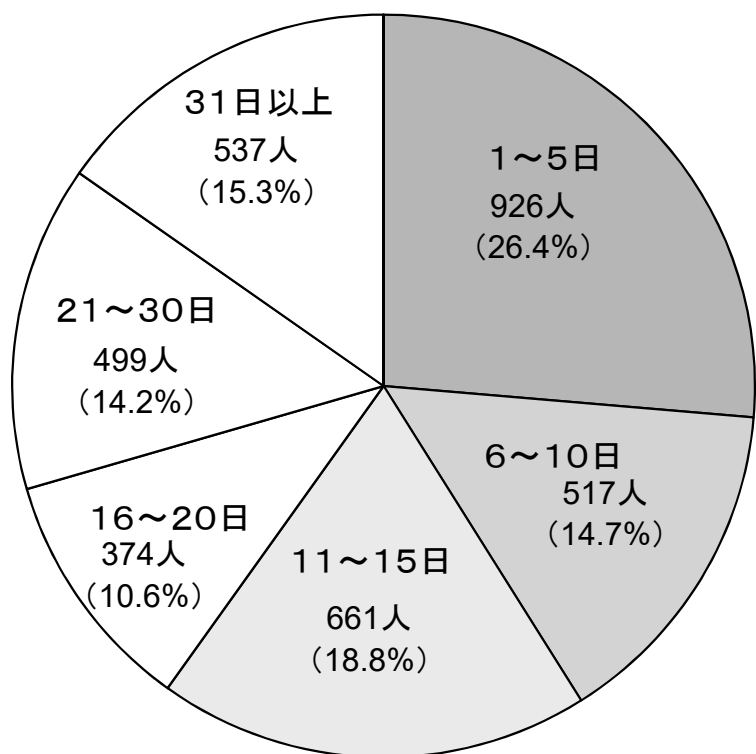
- 一時保護の平均在所日数は令和2年度は17.1日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度から平成29年度にかけて増加したが、平成30年度に減少した後、令和元年度は再度増加した。

令和2年度 合計:3,514人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

平均在所日数の推移

(日)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和2年度中の退所者：3,454人の内訳)

退所先		(R2年度)		(参考：R元年度)	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	328	9.5	394	10.1
	母子生活支援施設	400	11.6	463	11.9
	その他の社会福祉施設	406	11.8	414	10.6
民間団体		290	8.4	134	3.4
自立		455	13.2	517	13.2
帰宅		531	15.4	599	15.3
帰郷(実家等)		498	14.4	639	16.4
知人・友人宅		140	4.1	167	4.3
病院		96	2.8	103	2.6
その他		310	9.0	473	12.1
計		3,454	100.0	3,903	100.0

※このほかに、同伴家族が2,439人いる。うち2,345人(96.1%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は64人(2.6%)、帰宅が4人(0.2%)、
 その他が26人(1.1%)。

(厚生労働省家庭福祉課調べ) 12

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、令和3年4月1日現在で333施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 令和2年度における一時保護委託人数は、2,314人。
(女性本人1,136人、同伴家族1,178人)である。
- 女性本人の平均在所日数17.5日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(令和3年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
力所数 (注2)	113 (112)	65 (69)	60 (54)	28 (29)	22 (21)	22 (25)	10 (11)	13 (10)	333 (331)

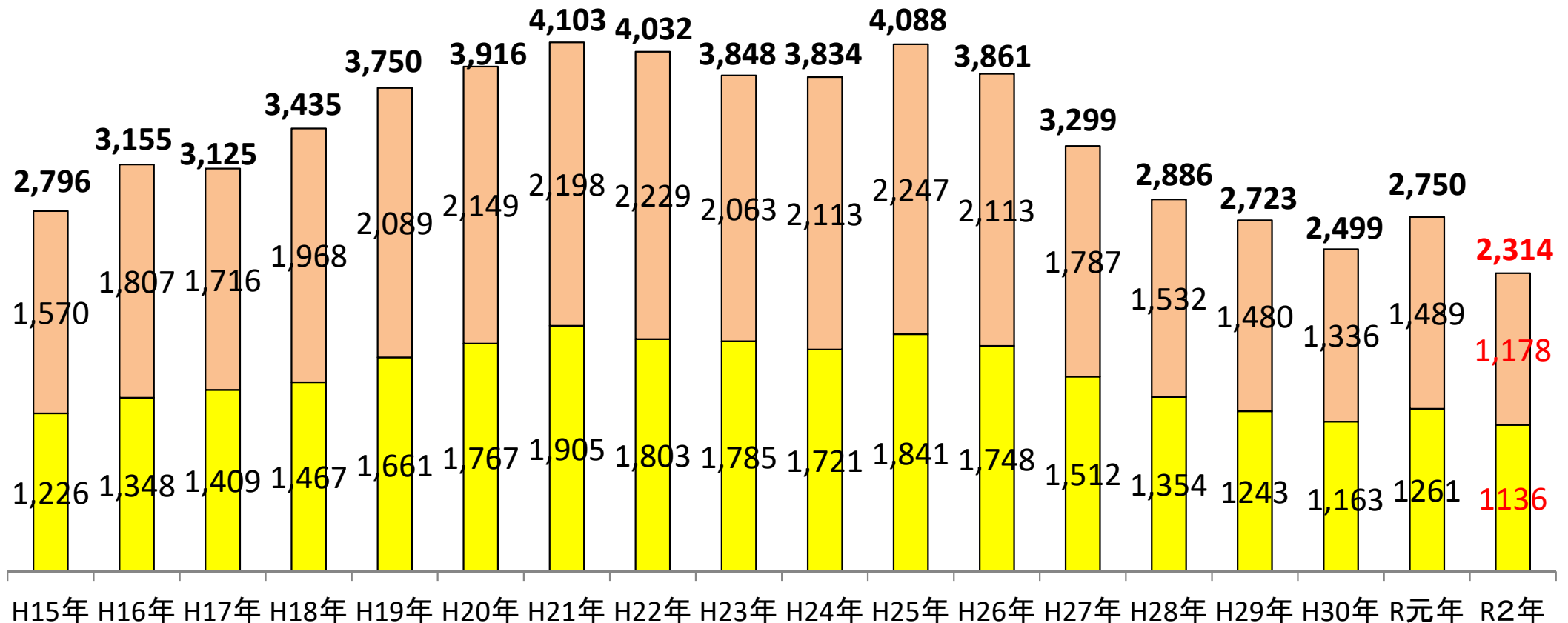
(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、令和2年4月1日現在

一時保護委託の推移

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成15年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成26年度から減少傾向にある。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

(実人員)



(附票) 婦人相談所における一時保護委託状況(女性本人)

令和2年度

	一時保護人数									
	合計	うち一時保護委託人数								計
		婦人保護施設	母子生活支援施設	(児童福祉施設 母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	
北海道	157	0	10	0	0	0	0	86	0	96
青森県	16	0	2	0	0	0	0	0	0	2
岩手県	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	41	0	1	0	0	0	0	0	0	1
秋田県	21	0	8	0	0	0	0	0	0	8
山形県	18	0	1	1	0	0	0	0	0	2
福島県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	75	0	2	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	52	0	7	0	0	0	0	9	0	16
群馬県	29	0	0	0	0	0	0	1	0	1
埼玉県	59	0	0	0	0	0	0	12	0	12
千葉県	104	4	9	0	0	0	0	0	1	14
東京都	658	250	2	0	0	0	0	8	0	260
神奈川県	225	0	0	0	0	0	0	63	0	63
新潟県	24	0	10	0	0	0	0	0	0	10
富山県	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	12	0	3	2	0	0	0	0	0	5
岐阜県	56	0	16	0	0	0	0	0	0	16
静岡県	57	1	4	0	1	0	0	5	0	11
愛知県	138	21	45	0	0	0	0	0	0	66
三重県	46	15	8	0	0	0	0	0	0	23

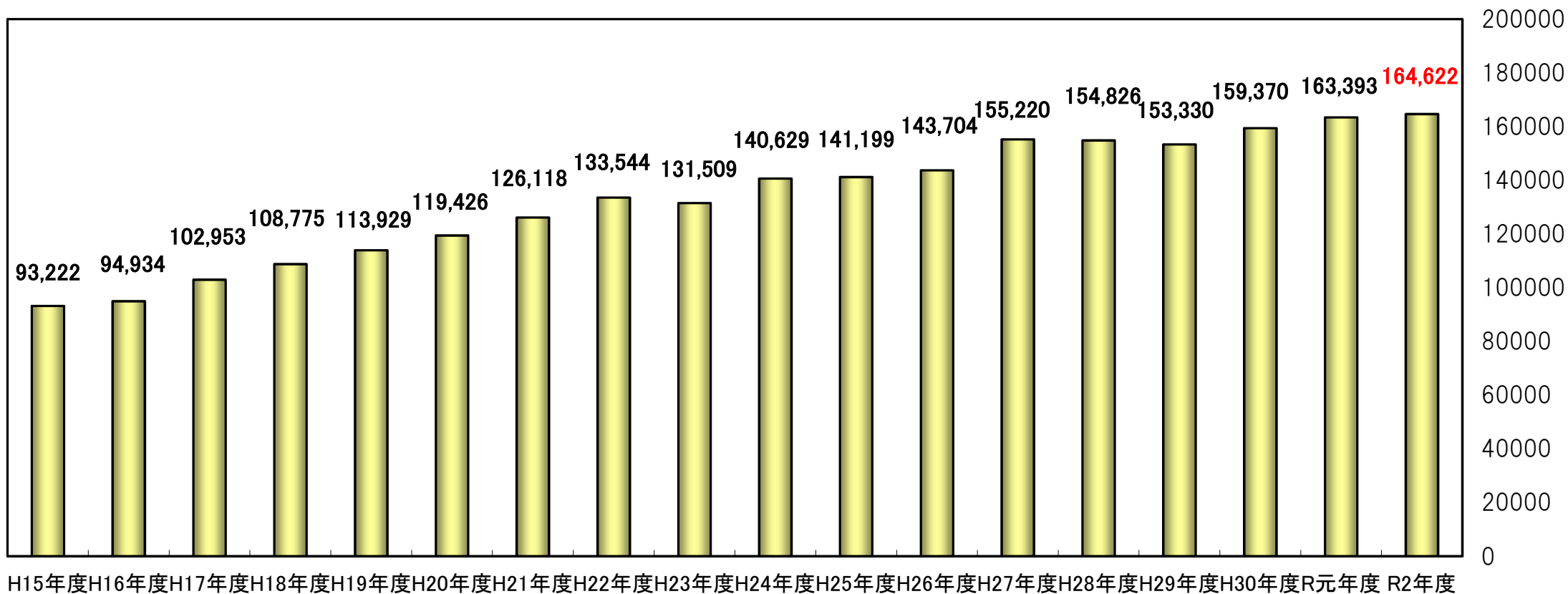
	一時保護人数									
	合計	うち一時保護委託人数								計
		婦人保護施設	母子生活支援施設	(児童福祉施設 母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	
滋賀県	67	0	23	0	0	0	0	0	0	23
京都府	139	0	2	0	0	0	0	1	0	3
大阪府	344	182	64	0	1	4	0	8	0	259
兵庫県	165	49	1	0	0	0	0	6	0	56
奈良県	57	0	8	0	0	0	0	0	0	8
和歌山県	55	0	3	0	0	0	0	0	0	3
鳥取県	36	0	13	0	0	0	0	9	0	22
島根県	17	0	0	1	0	0	0	0	0	1
岡山県	61	0	0	0	0	0	0	2	0	2
広島県	94	18	17	0	0	0	0	2	0	37
山口県	14	0	1	0	0	0	0	2	0	3
徳島県	15	0	1	0	0	0	0	1	0	2
香川県	51	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県	25	0	1	0	0	0	0	0	0	1
高知県	31	0	1	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	120	16	53	0	0	0	0	5	0	74
佐賀県	26	2	2	0	0	0	0	0	0	4
長崎県	58	0	0	1	0	0	0	0	0	1
熊本県	36	0	4	0	0	0	0	0	0	4
大分県	41	0	12	1	0	0	0	0	0	13
宮崎県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1
沖縄県	54	3	3	0	0	1	0	2	0	9
合計	3,514	562	338	6	2	5	0	222	1	1136

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

2. 婦人相談員について

婦人相談員による相談の状況(実人員)

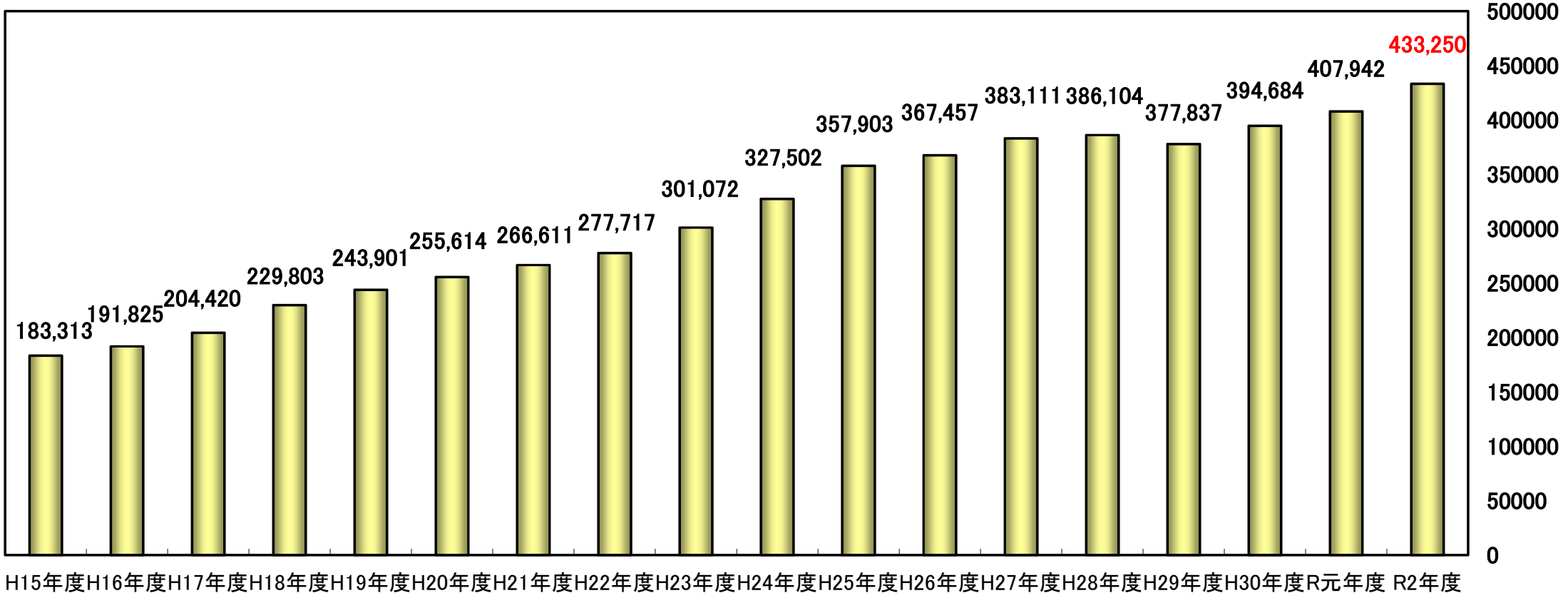
- 婦人相談員が受け付けた相談実人員(来所相談及び電話相談等)は、増加傾向となっている。
- DV防止法全面施行の平成14年度(93,574件)と比較すると、令和2年度の相談実人員は、約1.76倍の増加となっている。



※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

婦人相談員による相談の状況(延べ件数)

- 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数(来所相談及び電話相談等)は、年々増加している。
- DV防止法全面施行の平成14年度(174,704件)と比較すると、令和2年度の相談延べ件数は、約2.48倍の伸びとなっている。



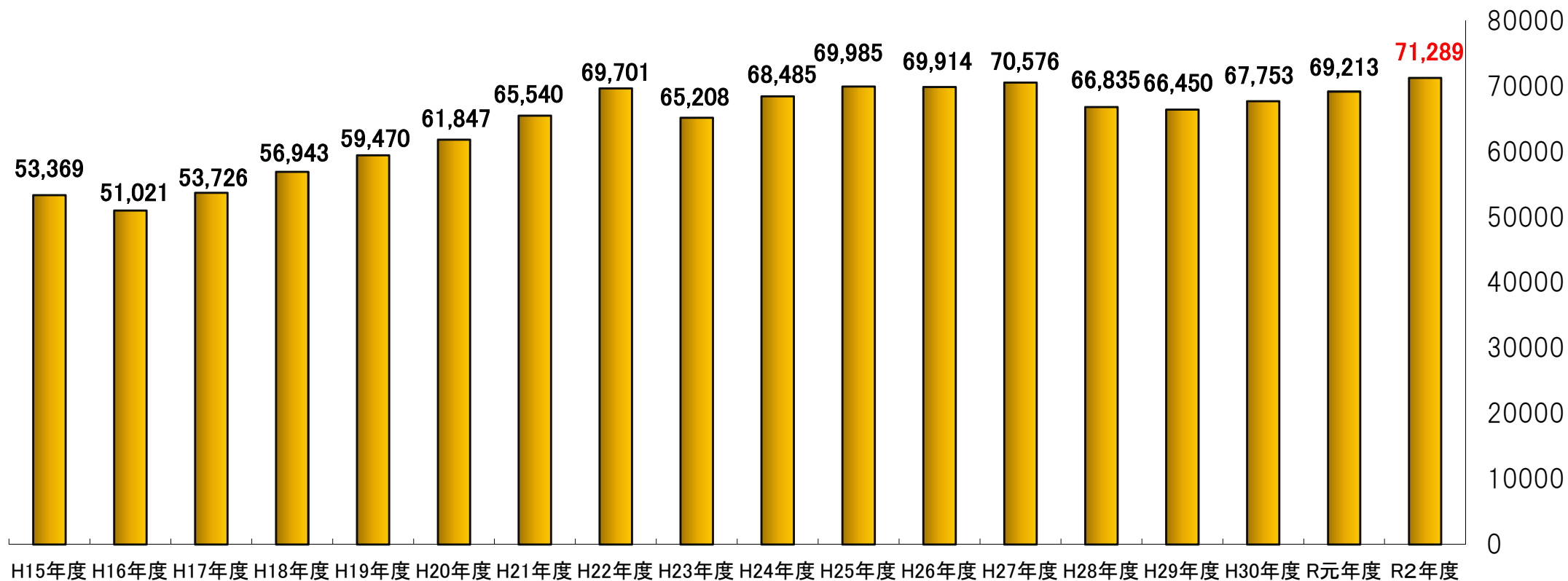
※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員による来所相談人数の推移(実人員)

○来所相談件数は、平成22年度から横ばい傾向にある。

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置されている婦人相談員が受けた来所相談人数

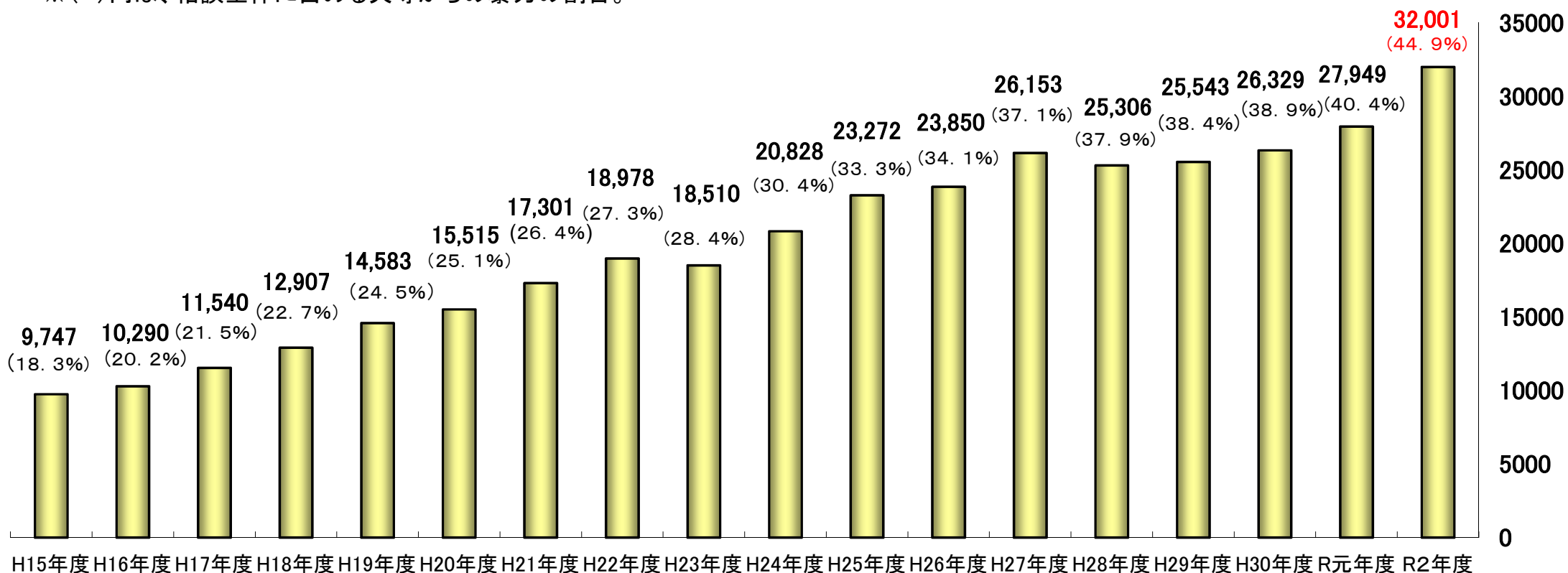


婦人相談員による相談人数の推移(実人員)

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

○婦人相談員における夫等からの暴力の相談人数の相談全体に占める割合は年々増加している。

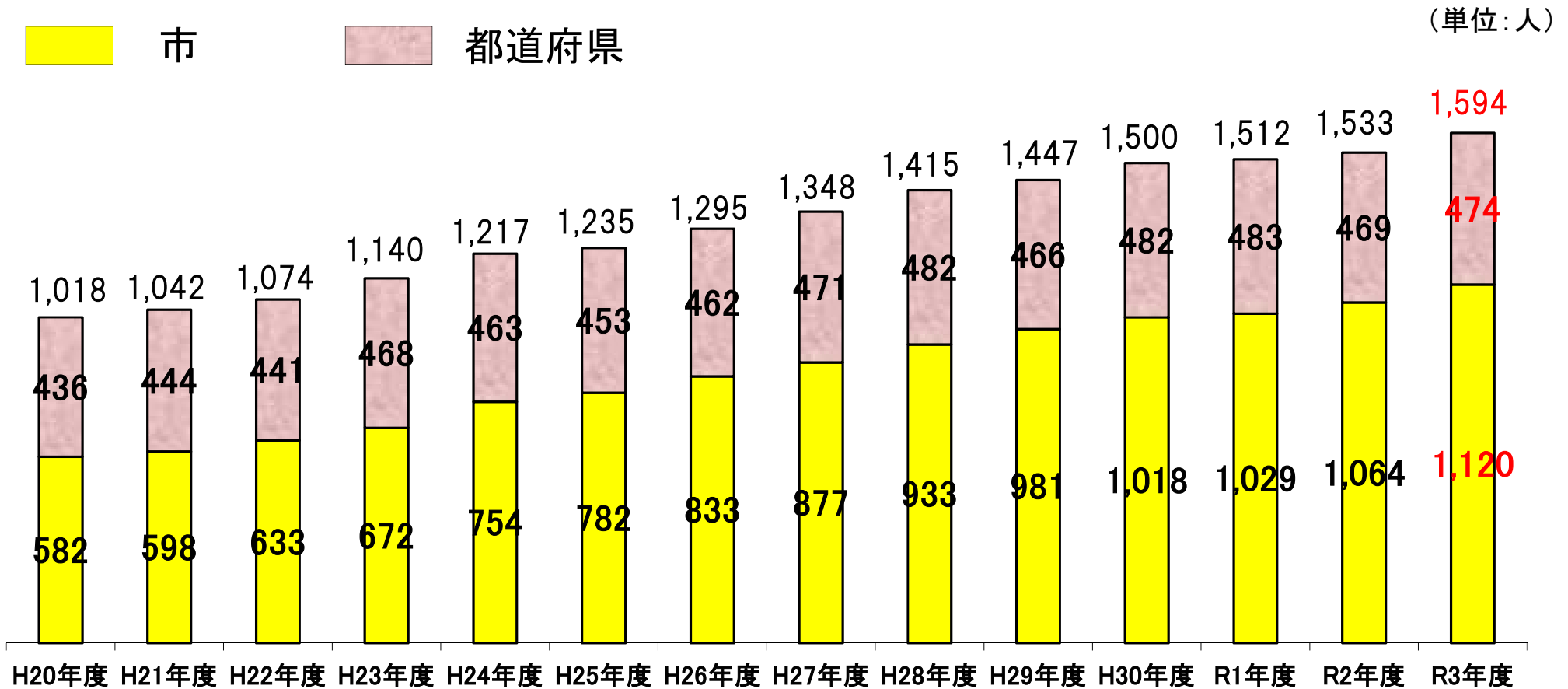
※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員の推移

- 婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。
- 婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。



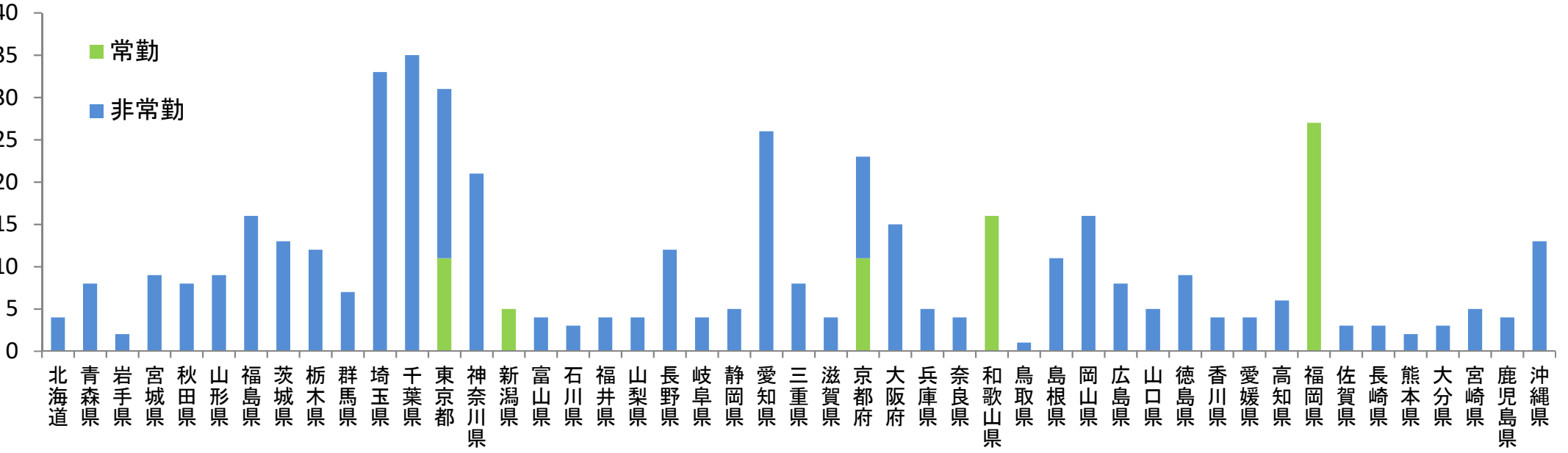
令和3年4月1日現在

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員の都道府県別委嘱状況

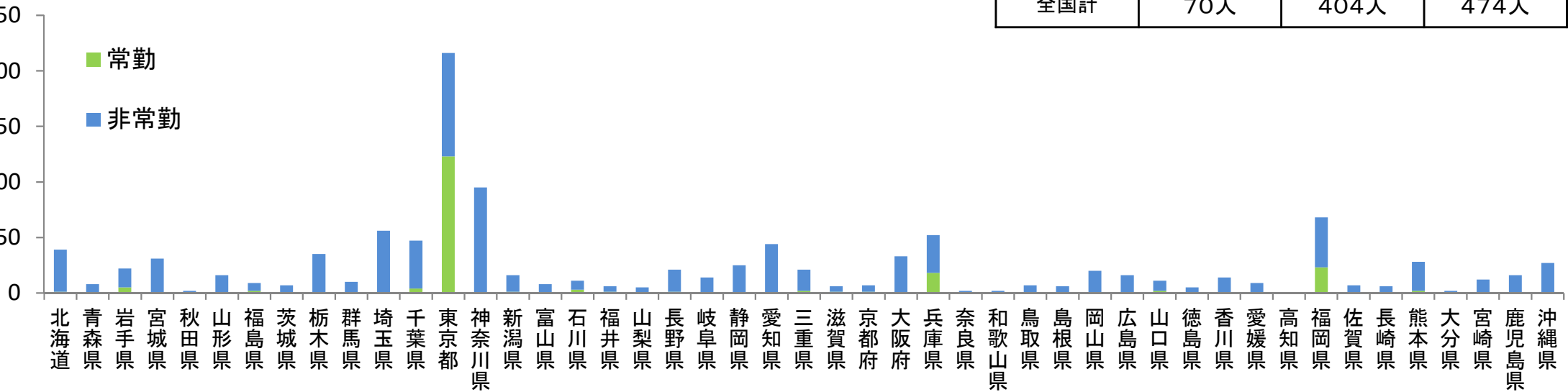
(県)

■ 常勤
■ 非常勤



(市)

■ 常勤
■ 非常勤



	常勤	非常勤	合計
全国計	70人	404人	474人

	常勤	非常勤	合計
全国計	190人	930人	1,120人

令和3年4月1日現在

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員の配置状況と在職年数

○総数1,594人のうち260人、16.3%が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

○3年未満の相談員が都道府県では40.5%、市では43.5%を占めている。

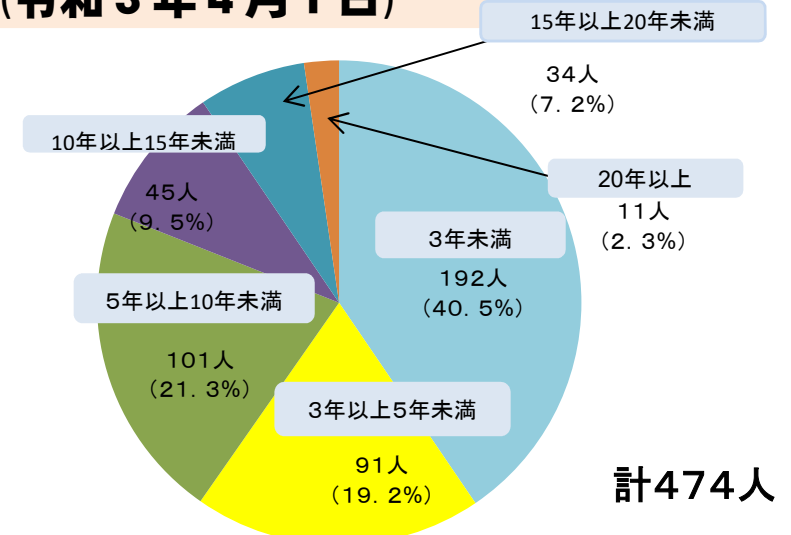
配置状況(令和3年4月1日)

(単位:人)

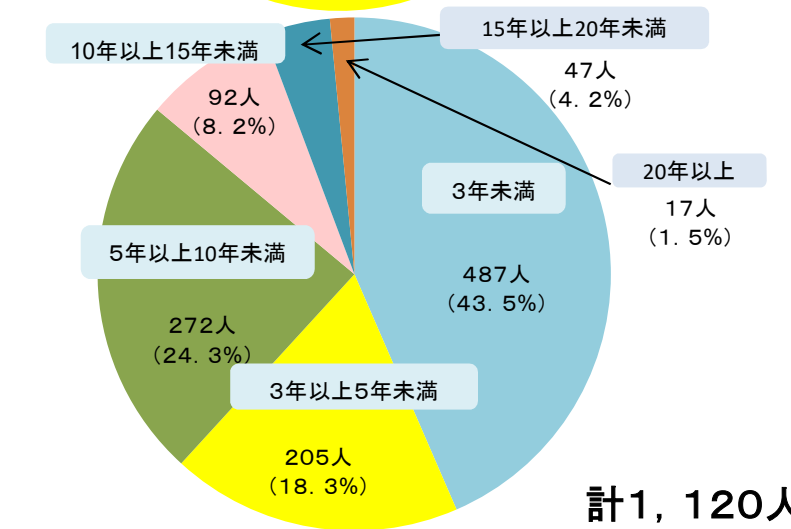
在職年数(令和3年4月1日)

	県	市	合計		県	市	合計
北海道	4	39	43	滋賀県	4	6	10
青森県	8	8	16	京都府	23	7	30
岩手県	2	22	24	大阪府	15	33	48
宮城県	9	31	40	兵庫県	5	52	57
秋田県	8	2	10	奈良県	4	2	6
山形県	9	16	25	和歌山県	16	2	18
福島県	16	9	25	鳥取県	1	7	8
茨城県	13	7	20	島根県	11	6	17
栃木県	12	35	47	岡山県	16	20	36
群馬県	7	10	17	広島県	8	16	24
埼玉県	33	56	89	山口県	5	11	16
千葉県	35	47	82	徳島県	9	5	14
東京都	31	216	247	香川県	4	14	18
神奈川県	21	95	116	愛媛県	4	9	13
新潟県	5	16	21	高知県	6	0	6
富山県	4	8	12	福岡県	27	68	95
石川県	3	11	14	佐賀県	3	7	10
福井県	4	6	10	長崎県	3	6	9
山梨県	4	5	9	熊本県	2	28	30
長野県	12	21	33	大分県	3	2	5
岐阜県	4	14	18	宮崎県	5	12	17
静岡県	5	25	30	鹿児島県	4	16	20
愛知県	26	44	70	沖縄県	13	27	40
三重県	8	21	29	合計	474	1,120	1,594

(県)



(市)



婦人相談員の配置状況

令和3年4月1日現在

都道府県	都道府県知事 による委嘱	市長による委嘱	計	市区数 (A)	婦人相談員 配置市区数(B)	配置率 (B/A%)
1 北海道	4	39	43	35	12	34.3%
2 青森	8	8	16	10	5	50.0%
3 岩手	2	22	24	14	14	100.0%
4 宮城	9	31	40	14	4	28.6%
5 秋田	8	2	10	13	1	7.7%
6 山形	9	16	25	13	13	100.0%
7 福島	16	9	25	13	5	38.5%
8 茨城	13	7	20	32	4	12.5%
9 栃木	12	35	47	14	14	100.0%
10 群馬	7	10	17	12	5	41.7%
11 埼玉	33	56	89	40	16	40.0%
12 千葉	35	47	82	37	14	37.8%
13 東京	31	216	247	49	49	100.0%
14 神奈川	21	95	116	19	18	94.7%
15 新潟	5	16	21	20	6	30.0%
16 富山	4	8	12	10	4	40.0%
17 石川	3	11	14	11	5	45.5%
18 福井	4	6	10	9	5	55.6%
19 山梨	4	5	9	13	2	15.4%
20 長野	12	21	33	19	14	73.7%
21 岐阜	4	14	18	21	9	42.9%
22 静岡	5	25	30	23	17	73.9%
23 愛知	26	44	70	38	8	21.1%
24 三重	8	21	29	14	14	100.0%
25 滋賀	4	6	10	13	6	46.2%
26 京都	23	7	30	15	4	26.7%
27 大阪	15	33	48	33	12	36.4%
28 兵庫	5	52	57	29	18	62.1%
29 奈良	4	2	6	12	1	8.3%
30 和歌山	16	2	18	9	1	11.1%
31 鳥取	1	7	8	4	4	100.0%
32 島根	11	6	17	8	2	25.0%
33 岡山	16	20	36	15	4	26.7%
34 広島	8	16	24	14	10	71.4%
35 山口	5	11	16	13	9	69.2%
36 徳島	9	5	14	8	3	37.5%
37 香川	4	14	18	8	8	100.0%
38 愛媛	4	9	13	11	6	54.5%
39 高知	6	0	6	11	0	0.0%
40 福岡	27	68	95	29	11	37.9%
41 佐賀	3	7	10	10	5	50.0%
42 長崎	3	6	9	13	4	30.8%
43 熊本	2	28	30	14	14	100.0%
44 大分	3	2	5	14	1	7.1%
45 宮崎	5	12	17	9	4	44.4%
46 鹿児島	4	16	20	19	8	42.1%
47 沖縄	13	27	40	11	11	100.0%
合計	474	1120	1594	815	404	49.6%

婦人相談員の配置状況(機関別)

令和3年4月1日現在

	本 庁	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	婦人相談所	その他	計 (人)
都道府県	9	66	148	221	30	474
市	329	27	664	0	100	1,120
計	338	93	812	221	130	1,594

※東京都特別区(23区)を含む。

※婦人相談員については、売春防止法第35条の規定により、都道府県知事は委嘱するものとし、市長は委嘱することができる。とされている。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

3. 婦人保護施設について

婦人保護施設の都道府県別設置状況

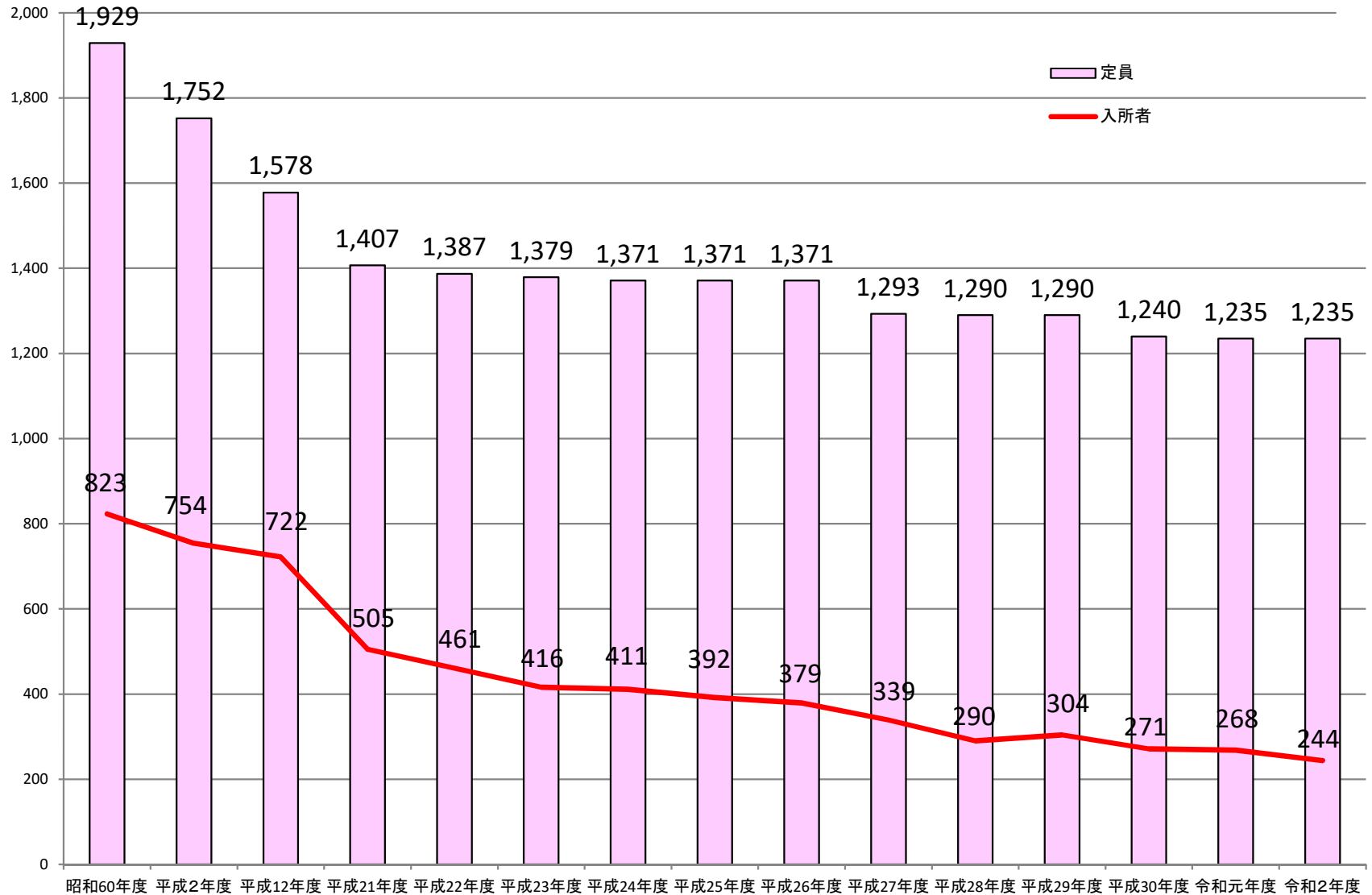
令和3年4月1日現在

都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	公設公営
青森	—	—
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	公設民営
秋田	秋田県陽光園	公設民営
山形	金谷寮	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群馬	三山寮	公設公営
埼玉	埼玉県婦人相談センター	公設公営
千葉	婦人保護施設 望みの門学園	民設民営
	かにた婦人の村	民設民営
東京	救世軍新生寮	民設民営
	いこいの家	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	救世軍婦人寮	民設民営
	慈愛寮	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	公設民営
新潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富山	—	—
石川	石川県白百合寮	公設公営
福井	福井県若草寮	公設公営
山梨	山梨県婦人保護施設	公設公営
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	公設公営
岐阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	公設民営
愛知	愛知県立白菊荘	民設民営
	愛知県立成願荘	民設民営

都道府県名	名 称	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	〃 のぞみ寮	公設民営
兵庫	神戸婦人寮	民設民営
	姫路婦人寮	民設民営
奈良	—	—
和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	公設公営
鳥取	—	—
島根	—	—
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	公設公営
広島	シャロン・ハウス	民設民営
山口	山口県大内寮	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	公設公営
香川	玉藻寮	公設公営
愛媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高知	—	—
福岡	アベニール福岡	公設民営
佐賀	婦人保護施設 たちばな	民設民営
長崎	県立清和寮	公設公営
熊本	—	—
大分	大分県婦人寮	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	婦人保護施設フェリオ鹿児島	民設民営
沖縄	うるま婦人寮	公設民営
全国47か所		

婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年

42.7%



令和2年度

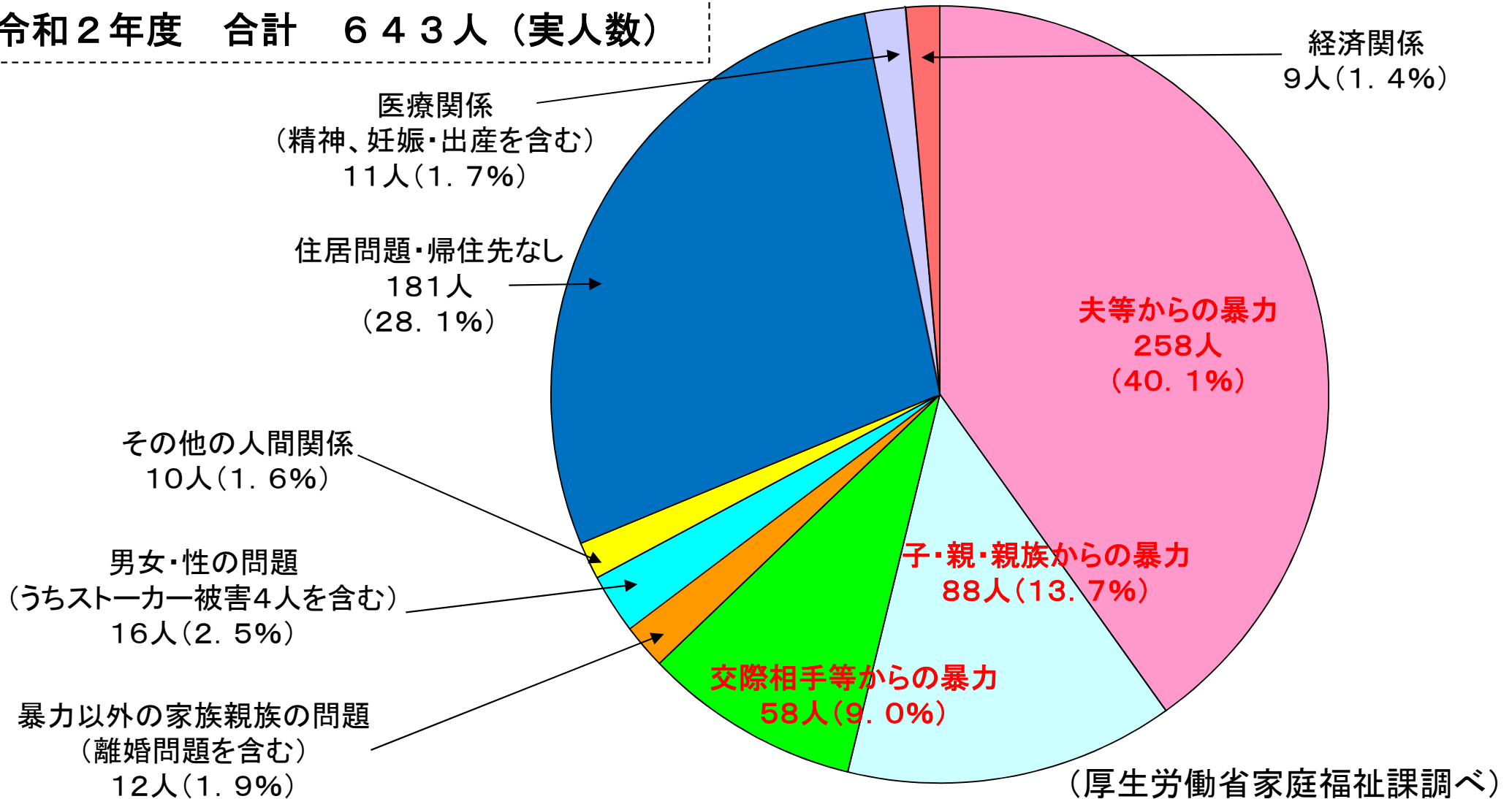
19.8%

注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均入所者数は年間平均入所者数

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の40.1%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の62.8%を占めている。
- ※ なお、在所者643人のほかに、同伴家族261人(うち同伴児童258人)が入所している。
- ※ 在所者643人の平均在所日数は、138.6日

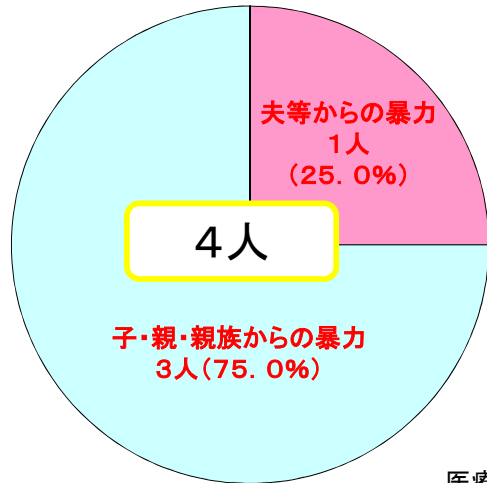
令和2年度 合計 643人 (実人数)



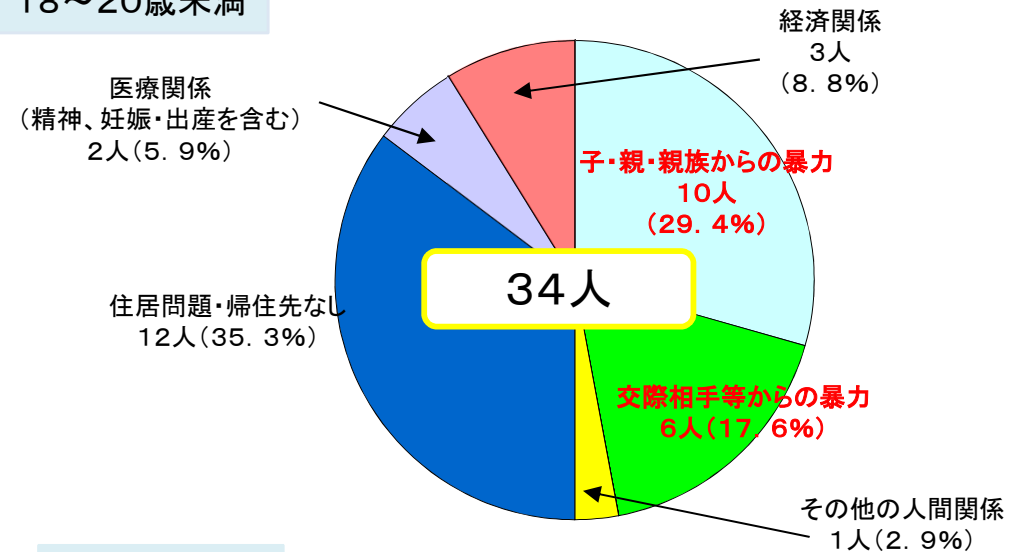
婦人保護施設における在所者の入所理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.6%。保護理由では、子・親・親族からの暴力75.0%、夫等からの暴力25.0%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の5.3%。保護理由では、住居問題・帰宅先なし35.3%、子・親・親族からの暴力29.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の47.4%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力39.3%、住居問題・帰宅先なし27.2%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の46.7%。保護理由では、夫等からの暴力45.7%、住居問題・帰宅先なし28.7%の順が多い。

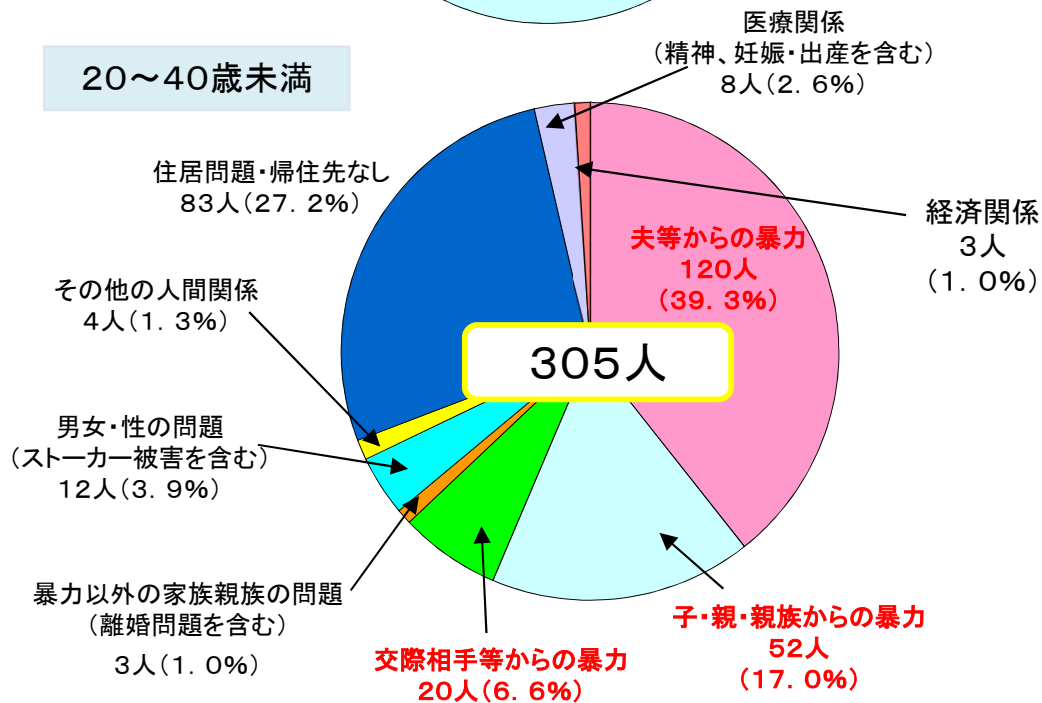
18歳未満



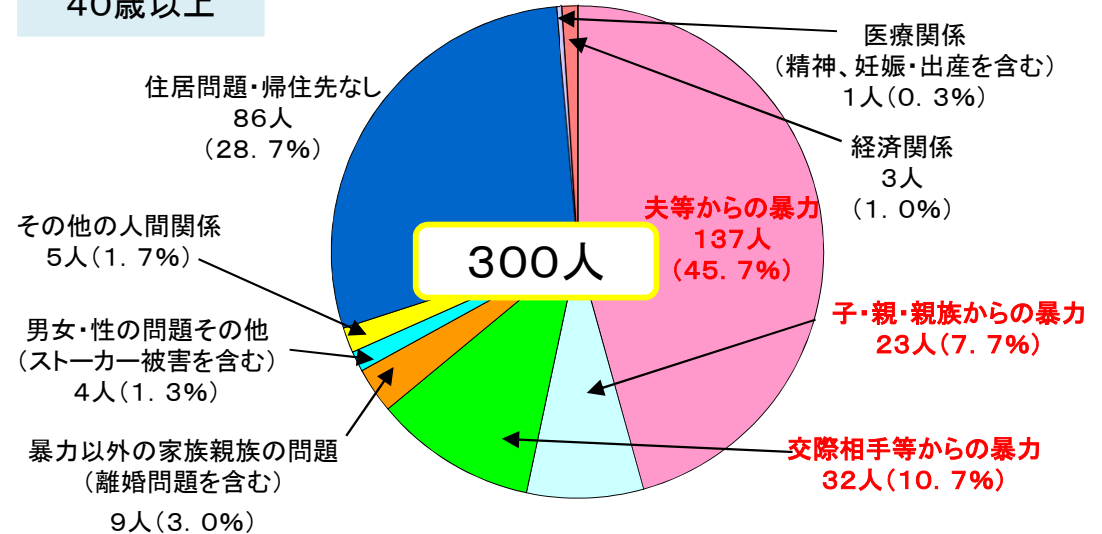
18~20歳未満



20~40歳未満



40歳以上



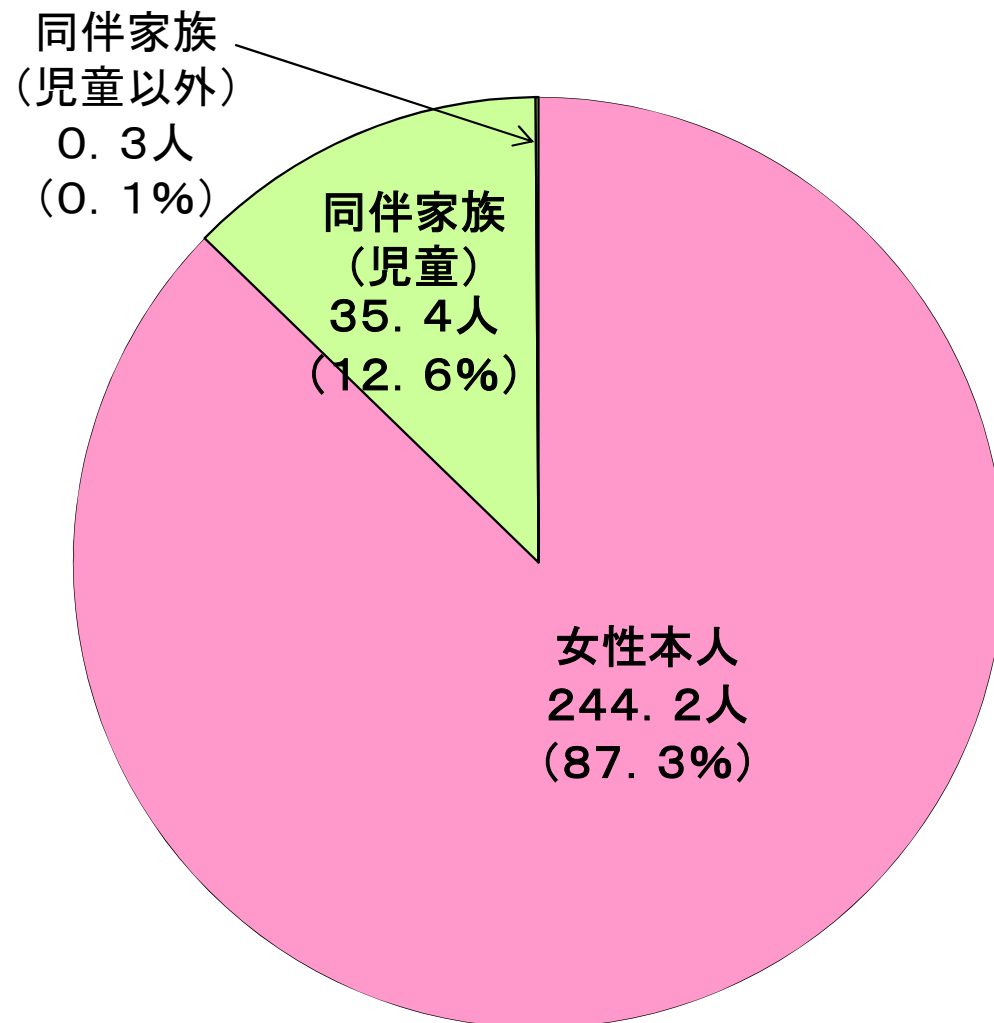
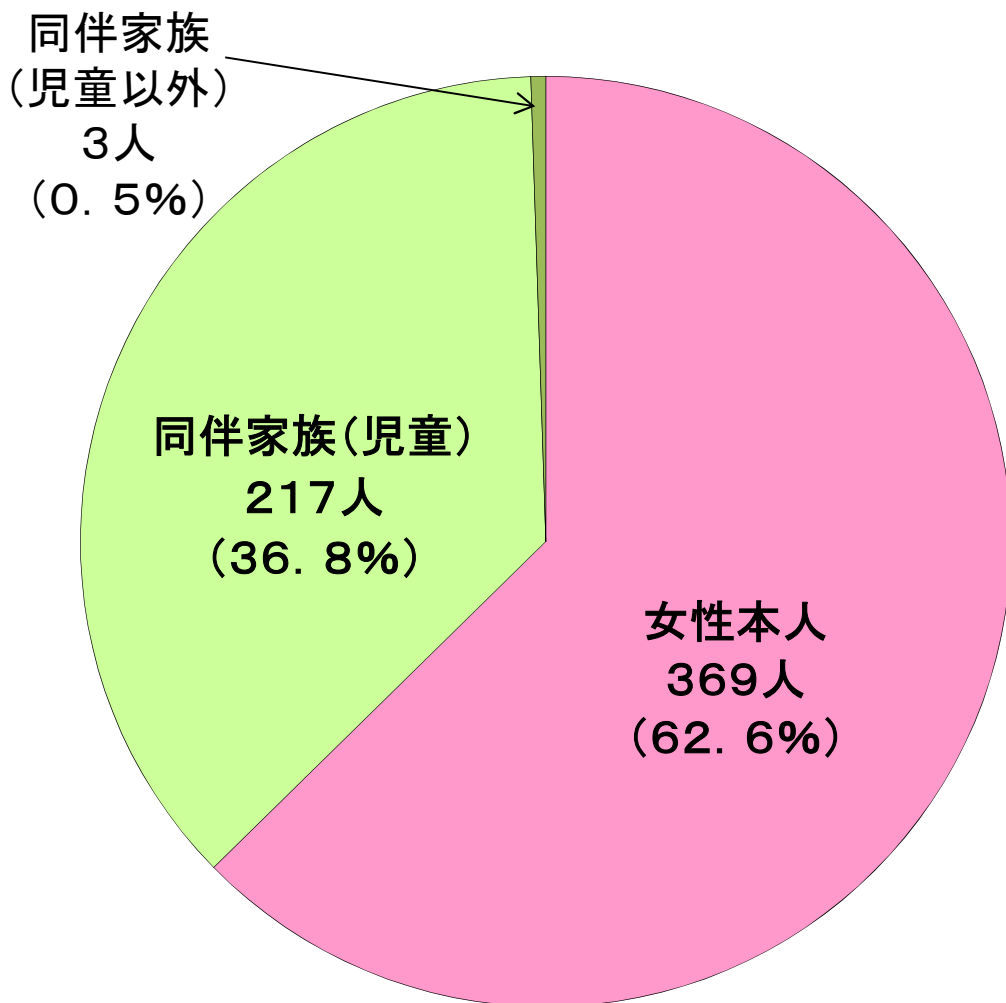
※年齢不明: 0人
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が36.8%を占めるが、平均在所人数で見ると同伴児童は12.6%となっている。

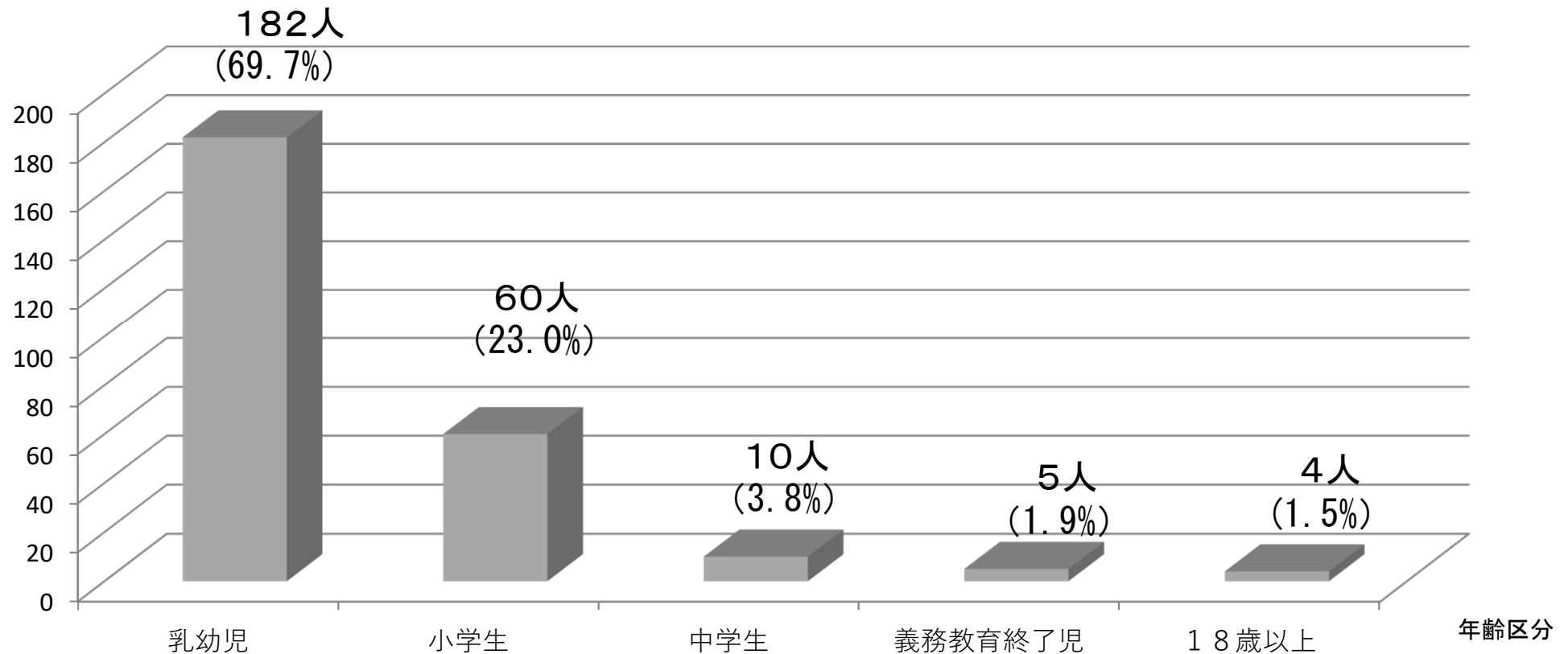
令和2年度婦人保護施設新規入所者 589人

令和2年度婦人保護施設平均在所人数 279.8人



婦人保護施設における同伴家族の状況(令和2年度)

○約7割が乳幼児。約2割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。



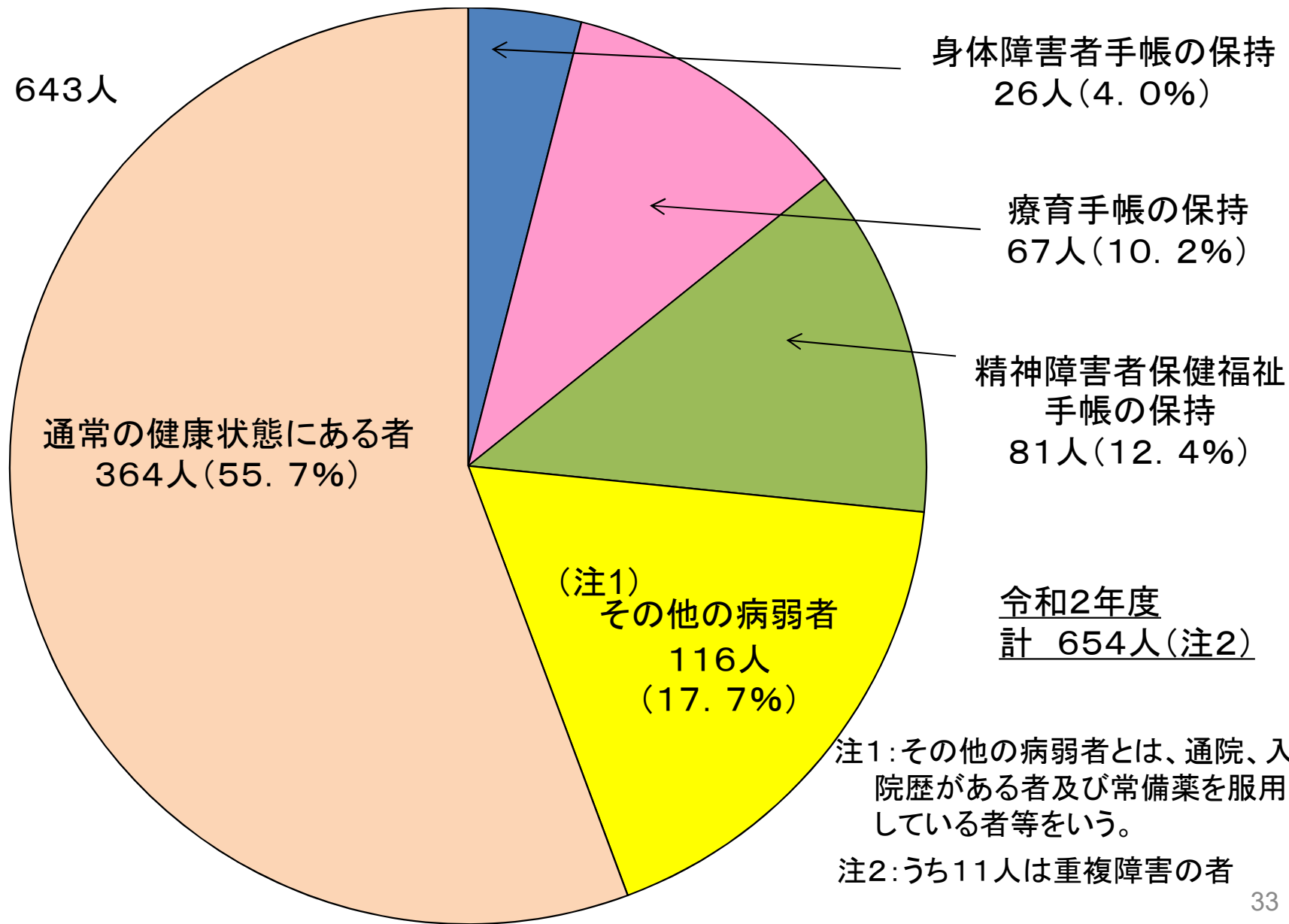
合計:261人(実人数)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考) 令和2年度
婦人保護施設入所者数 643人



婦人保護施設の設置状況

○全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が20か所。

○婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は18か所。

このうち、設置主体が都道府県の施設が5か所、民間施設が13か所。

婦人保護施設 47か所(令和3年4月1日)

